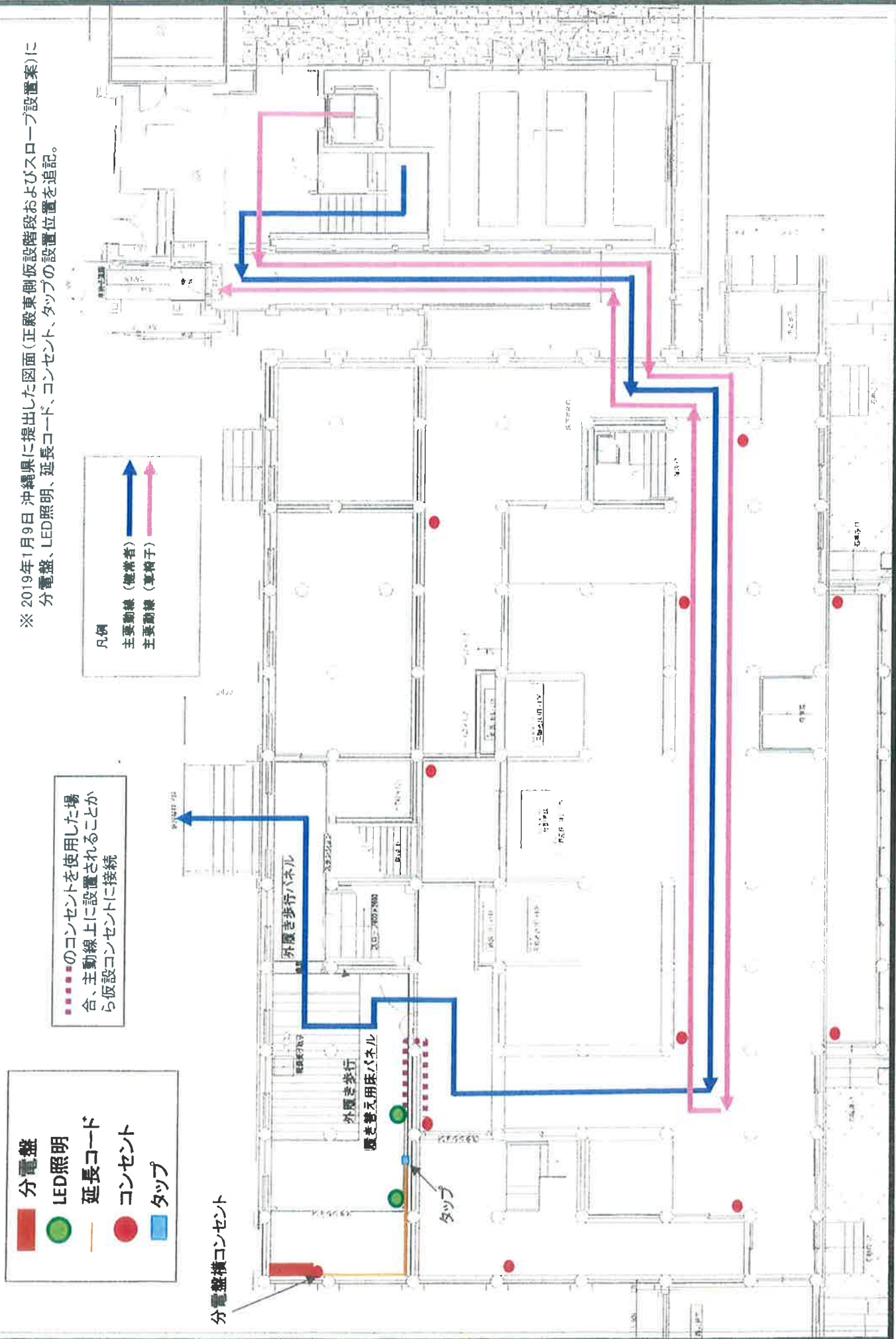


正殿内の動線および、分電盤、LED照明、延長コード等の設置位置

※ 2019年1月9日 沖縄県に提出した図面(正殿東側仮設階段およびスロープ設置案)に
分電盤、LED照明、延長コード、コンセント、タップの設置位置を追記。



正殿 LED 照明器具設置状況

平成 31 年 1 月 31 日撮影



管 理 日 誌

令和1年10月30日 水曜日 天気(晴) 首里城正殿等

主任担当職員	担当職員
検印	検印

項目	電灯・動力設備	良否	項目	冷熱源機器	良否
	1) 機器、配線器具の異音、異臭、過熱等の有無	○		1) 運転時に音及び異常振動等の有無	○
毎	2) ランプ類の不点灯箇所巡視	○	毎	空調調和等関連機器	
	高圧変電設備			1) 各部の異音、発熱、異常振動等の有無	○
日	1) 各機器の異音、異臭、異常振動等の有無	○	日	給排水衛生設備	
	2) 盤類、扉開閉の良否及び施錠の有無	○		1) 各部の異音、発熱、異常振動等の有無	○
業	直流電源設備		業	2) 運転電流が定格値以下である	○
	1) 整流装置の汚れ、変形、異音、異臭の有無	○		自動ドア設備	
務	監視制御設備		務	1) 動作及び閉鎖時の異常を確認	○
	1) 制御盤類の塵埃、異音、異臭の有無及びブリンクの印字確認	○		警戒監視設備	
務	通信・情報設備		務	1) モニター画面映像及び音カメラの動作確認	○
	1) スピーカー、音量等の確認	○		昇降機設備	
務	映像・音響設備		務	1) 安全棒、内、外部扉機構に異常の有無	○
	1) 映像設備、運転状態確認	○		2) 起動、停止の状況、運転状態の異常の有無	○

判定マーク：○＝異常なし、△＝要観察、×＝使用不可

巡回業務	① 城郭内巡視並びに照明点灯確認07:30～08:15	○
	② 巡視及び機器点検09:00～10:30	○
	③ 巡視及び機器点検(室内及び未開園区域)13:00～14:30	○
	④ ライトアップ点灯確認(18:00～18:45)建物内巡視戸締り(19:00～20:00)	○

記 事

- ※ ミーティング 07:20～07:30 前日の業務報告、本日の業務確認、本日の配置確認
- ※ 電球在庫調査
- ※ ライトアップ設備の保全等業務について
北殿 西側軒下 アッパーライト照明器具不良のため取替(補修業務)

使用量 累 計	主電力(2581kwh)	水道(34m)	正殿(73kwh)	南殿一般(60kwh)	運 転・監 視 員 A.  B.  C. 	宿 直  点検・保守員 名
	2,900 kwh 89,900 kwh	38 m 1,072 m	59 kwh 1,996 kwh	68 kwh 1,916 kwh		
使用量 累 計	南殿非常(58kwh)	書院一般電灯(69kwh)	書院非常電灯(16kwh)	書院空調(44kwh)		業 務 担 当 者 棟 責任者 印  
	57 kwh 1,693 kwh	78 kwh 2,300 kwh	15 kwh 443 kwh	62 kwh 1,860 kwh		
使用量 累 計	書院水道(1.3m)	黄金一般電灯(125kwh)	黄金非常電灯(16kwh)	黄金一般動力(8kwh)		
	2 m 37 m	100 kwh 3,055 kwh	40 kwh 1,219 kwh	11 kwh 360 kwh		
使用量 累 計	黄金非常動力(30kwh)	黄金水道(0.2m)	黄金便所水道(0.4m)			
	30 kwh 906 kwh	0 m 5 m	8 m 198 m			

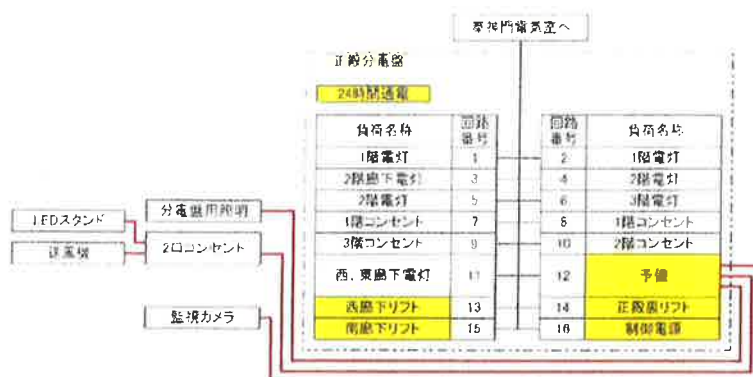
正殿内分電盤及びLEDスタンドについて

1 正殿内の分電盤の状況

- 正殿内の分電盤には、正殿内各階の照明用7つ、コンセント用4つ、リフト用3つ、分電盤制御用1つ、予備1つの16のブレーカーがあり、電気を分配している。
- その内、5つのブレーカーは24時間通電し、11のブレーカーは21:30に自動オフとなる。奉神門のモニター室(中央監視室)で自動制御される。
- 24時間通電している5つのブレーカーの内1つは、監視カメラ、分電盤用照明、コンセント(LED スタンド、送風機)に電気を供給。



正殿分電盤横コンセント



分電盤内各負荷系統図

2 LED スタンドの状況

(設置の経緯)

- 平成 31 年 2 月の御内原開園に伴う正殿出口の変更に対応し、新たな出口に通ずる正殿1階北東の部屋が照度不足のため、足元を照らす照明灯を設置。

(工事概要)

- 電気工事士の資格を持つ専門業者に「照明器具取替等業務」として発注。平成 30 年 12 月に LED スタンド2基を設置し、平成 31 年 2 月から使用。
- 配線コード・プラグ・コンセントは JIS 規格適合品であり、電気用品安全法に基づく PSE マーク基準の適合品。

(運用)

- LED スタンド2基は、24時間通電のコンセントに接続しており、当日は、閉館後 18:45 頃、清掃員が LED スタンドの電源スイッチを切っていた。
- LED スタンド2台の消費電力は合わせて 20W/台の合計 40W で、許容電力(1,200W)の範囲内。
- 毎日の巡回時に目視チェックし、清掃、ゆるみなどを直している。

LED スタンド写真



LED スタンド配線状況



警備巡回マニュアル

※警備巡回時において下記内容を重点的に巡回を行うものとする。

※緊急事態においては業務計画書12.緊急連絡体制に基づき報告するものとする。

共通事項

(夜勤)

- 1 不審者・不審物・迷惑行為の有無確認・排除。
- 2 公園内各施設、工作物の確認。
- 3 建物施設の老朽化・損傷・施錠確認。
- 4 吸い殻の処理。
- 5 避難場所通路の確保の有無。
- 6 消防設備器具の異常の有無
- 7 コンセント接続・配線損傷・老朽化の有無
- 8 緊急車両の(消防車・警察車両等)園内誘導、傷病者の搬送。
- 9 園路の危険個所の安全確保。
- 10 緊急事態発生時の対応。
- 11 城壁の破損・劣化の有無確認。
- 12 その他、禁じられた行為(首里城公園内における「行為の禁止」に関する方針)の阻止。

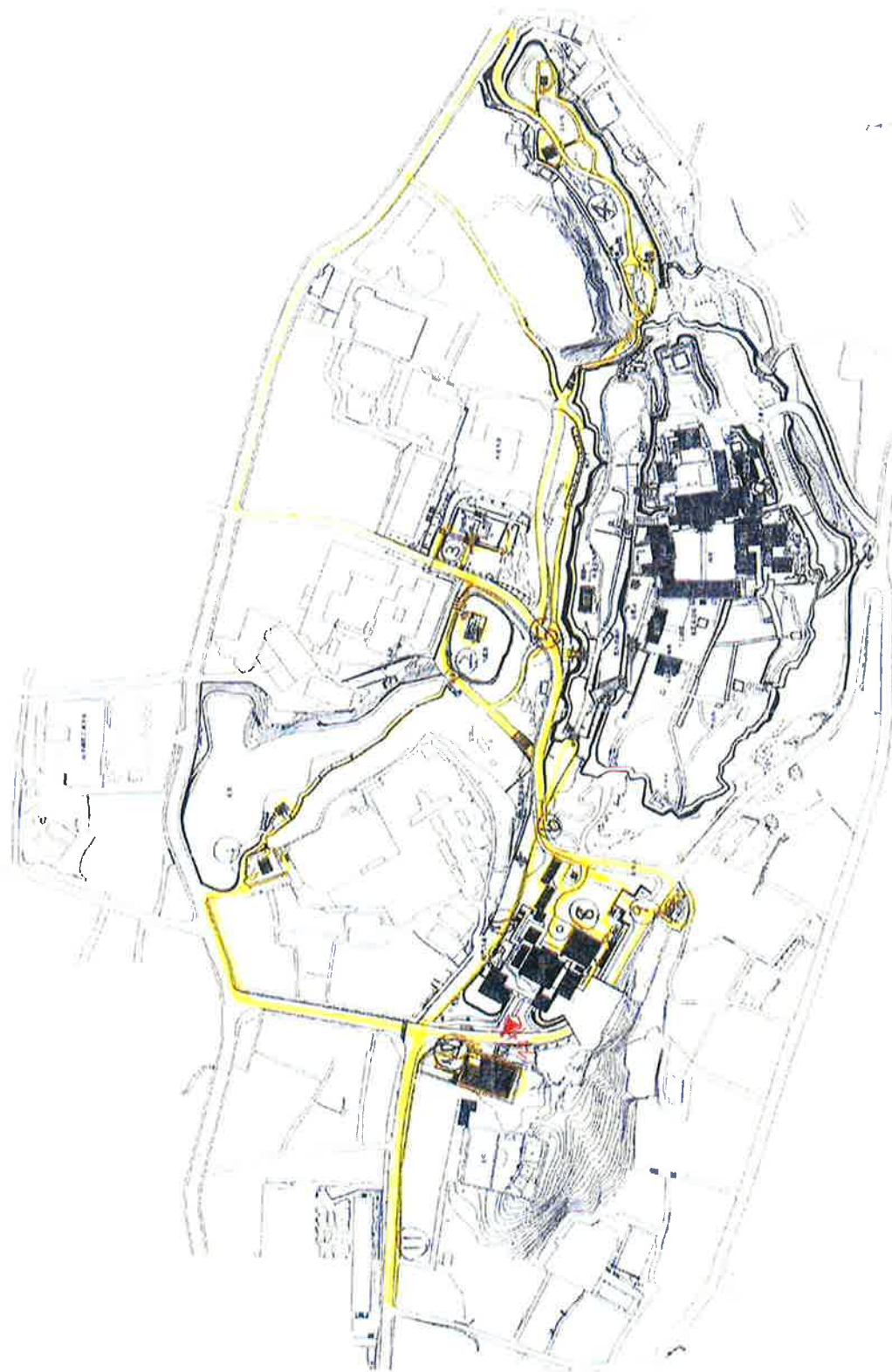


比例尺 1:500

图例



图 2 规划图



3 巡回路

开山通园路

开山通园路

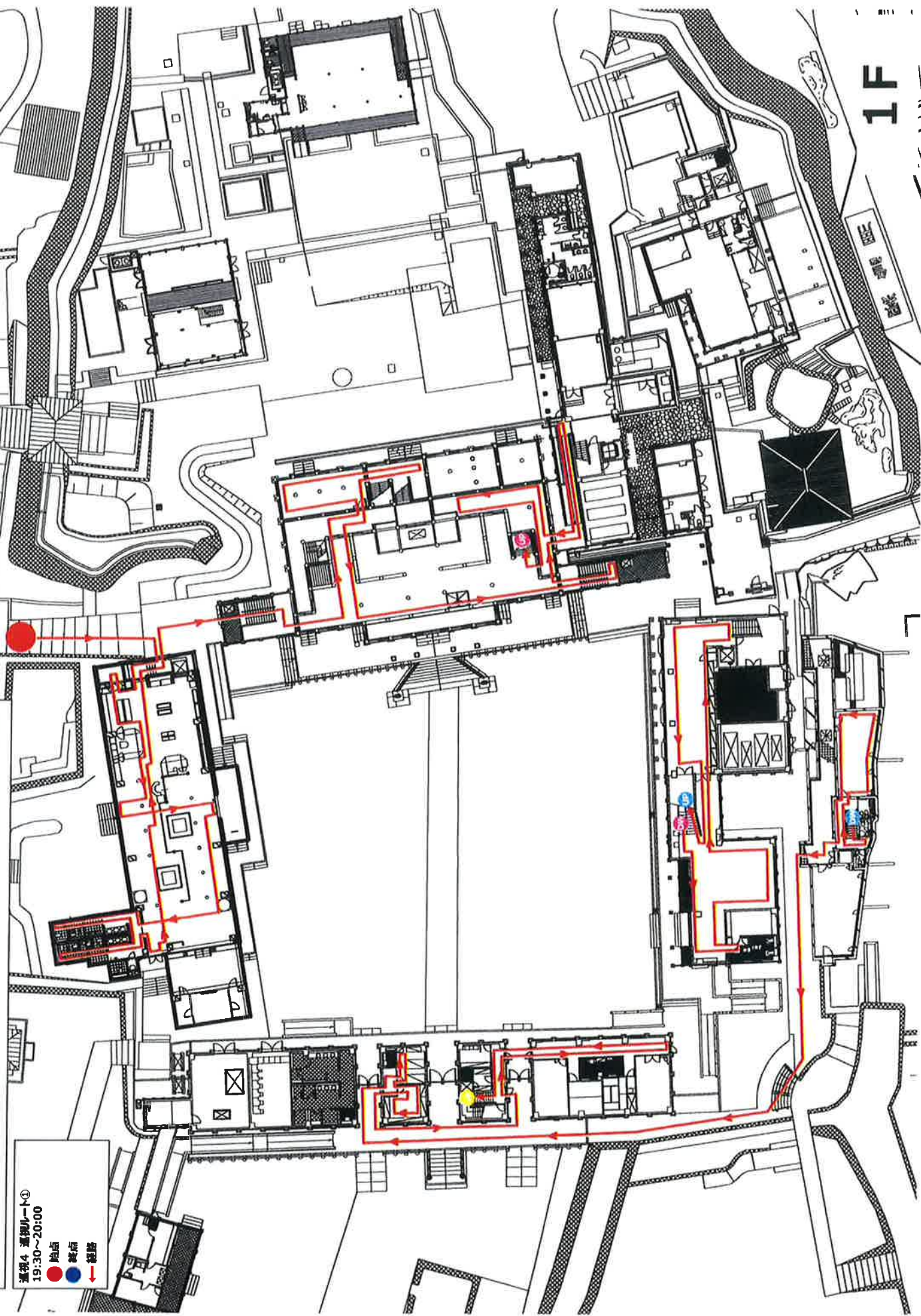




H30-34首里城公園利用者案内誘導業務 巡視ルート図

巡視4 巡視ルート①
19:30~20:00

- 始点
- 終点
- 経路



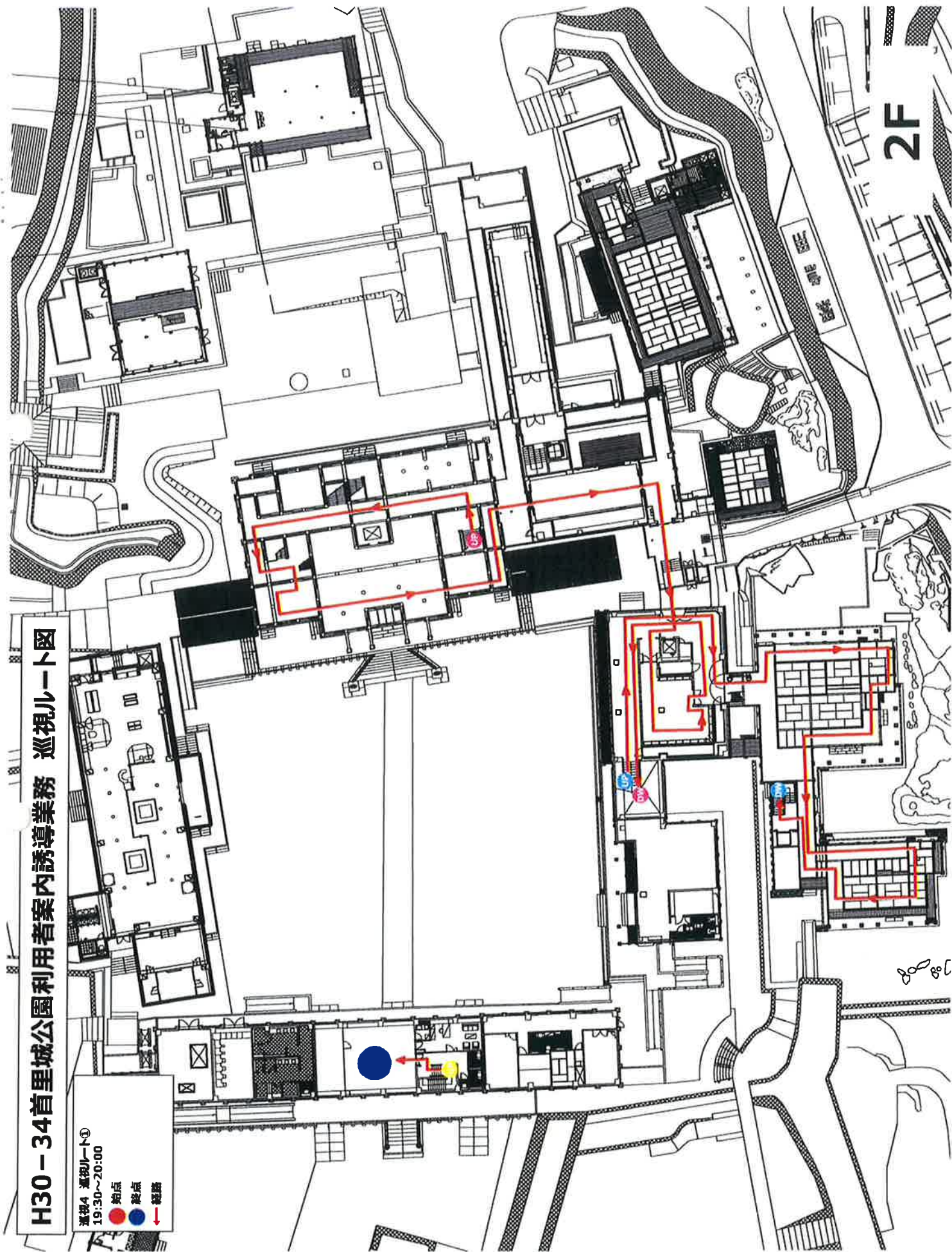
1F

H30-34首里城公園利用者案内誘導業務 巡視ルート図

巡視4 巡視ルート①

19:30~20:00

● 始点
● 終点
→ 経路



2F

2020

1.消防計画

(自衛消防隊行動マニュアル)

別記様式第1号の2（第3条、第51条の8関係）

全体についての消防計画変更届出書

3/年 3月 25日

那覇市 消防 長 宛
(中央・西) 消防署長

統括 防火 管理者
防災

住 所 [REDACTED]

氏 名 [REDACTED]

管理権原者

住 所 那覇市首里金城町1-2

(一財) 沖縄美ら島財団

氏 名 [REDACTED]

別添のとおり全体についての、防火 防災 管理に係る消防計画を変更したので届け出ます。

防火対象物 又は 建築物その他の工作物の所在地	城郭内：那覇市首里当蔵3-1 城郭外：那覇市首里金城町1-1、2	
防火対象物 又は 建築物その他の工作物の名称 (変更の場合は、変更後の名称)	首里城公園	
防火対象物 又は 建築物その他の工作物の用途 (変更の場合は、変更後の用途)	城郭内：文化財 城郭外：複合用途	消防法施行令 別表第1 (16イ、17)項
その他必要な事項 (変更の場合は、主要な変更事項)	・建築物及び開園面積の増加 ・その他管理体制の変更等 ・管理権原者の交代	
※ [REDACTED]	※ 経 過 欄	



備考

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 「防火 防災」の横書きの文字については、該当しない文字を横線で消すこと。
- 3 ※印の欄は記入しないこと。

－首里城公園管理部の消防計画－

1 総則

(目的)

- 第1条 この計画は、消防法第8条第1項に基づき、首里城公園のうち首里城公園管理部長の管理権限の及ぶ部分における防火管理業務について必要な事項を定め、火災、地震その他の災害の予防及び人命の安全を確保するとともに、被害の軽減を図ることを目的とする。

(適用範囲)

- 第2条 この計画は、首里城公園のうち、次に示す部分に勤務し、又は出入りするすべての者に適用する。

－計画の適用範囲－

- (1) 首里城公園（城郭内）
 - (2) 首里城公園（城郭外）
- 2 防火管理業務に従事する者（委託を受けて当該業務に従事する者を含む）は、この計画の定めるところにより管理権原者、防火管理者、自衛消防隊長の指示、指揮命令の下に適正に業務を実施しなければならない。

(委託状況等)

- 第3条 防火管理上必要な業務の一部委託に係る受託者の氏名および住所並びに当該受託者の行う防火管理上必要な業務の範囲及び方法は、別記様式（1-1、1-2）のとおりとする。

(管理権原者の責任等)

- 第4条 管理権原者は、事業所等の防火管理業務について、すべての責任を持たなければならない。
- 2 管理権原者は、管理的又は監督的な立場にあり、かつ、防火管理業務を適正に遂行できる権限を持つ者を防火管理者として選任し、防火管理業務を行わせなければならない。
 - 3 管理権原者は、防火管理者が消防計画を作成（変更）する場合、必要な指示を与えなければならない。
 - 4 管理権原者は、防火上の建築物構造の不備や消防用設備等の不備欠陥が発見された場合は、速やかに改修しなければならない。

(防火管理者の権限と業務)

- 第5条 防火管理者は、この計画の作成について管理権原者の指示を受け、実行にあたってのすべての権限を有し、次に掲げる業務を遂行しなければならない。

- (1) 消防計画の作成又は変更
- (2) 消火、通報、避難誘導等の訓練の実施
- (3) 従業員等に対する防災教育の実施
- (4) 建築物及び消防用設備等の点検・整備時の立会い
- (5) 改修工事など工事中の立会い及び安全計画の策定
- (6) 火気の使用、取扱いの指示、監督
- (7) 収容人員の適正管理
- (8) 防火担当責任者及び火元責任者に対する指導、監督
- (9) 管理権原者への提案や報告
- (10) 火災予防上の自主検査の実施と監督

次の項目を実施し、不備・欠陥箇所がある場合は、改修促進を図る。

- ア 建物 基礎部、外壁、内装、天井、連絡通路

- イ 防火施設 防火戸、防火シャッター、防煙たれ壁
- ウ 避難施設 階段、避難口
- エ 電気設備 分電盤、高圧配電盤、低圧配電盤、自家用発電機
- オ 火気設備器具 給湯設備、ガス設備
- カ 消防用設備等 消火器、屋内外消火栓設備、自動火災報知設備、放送設備、誘導灯、連結送水管、スプリンクラー設備
- キ 特殊消防用設備 放水銃設備、ドレンチャー設備、不活性ガス消火設備、泡消火設備
- (11) その他防火管理上必要な業務
- (12) 管理権限者への報告

(消防署長への届出及び連絡等)

- 第6条 管理権原者は、防火管理者を定めたとき、又はこれを解任したときは消防署長へ届け出なければならない。
- 2 防火管理者は、次に掲げる業務について消防署長への届出、報告及び連絡をしなければならない。
- (1) 消防計画の届出（変更した場合を含む。）
 - (2) 建築物及び諸設備の設置又は変更の事前連絡並びに法令に基づく諸手続
 - (3) 消防用設備等の点検結果の報告
 - (4) 消火、通報及び避難訓練を実施するときの事前通報及び指導の要請
 - (5) 自衛消防隊の大幅な変更
 - (6) その他防火管理に関する必要な事項

(防火管理業務に関する資料等の整備)

- 第7条 防火管理者は、前条で届出又は報告した書類及び防火管理業務に必要な図書等を消防計画と一括して整備し、保管しなければならない。

2 予防管理対策

(予防管理組織)

- 第8条 日常における火災予防及び地震等の災害時の出火防止を図るため、防火管理者のもとに、各階又は区域ごとに防火担当責任者及び火元責任者を別表1（区域図添付あり）のとおり編成する。

(防火担当責任者の業務)

- 第9条 防火担当責任者は、次に掲げる業務を行わなければならない。
- (1) 担当区域内の火元責任者に対する業務の指導及び監督に関すること。
 - (2) 防火管理者の補佐に関すること。
 - (3) 休日、夜間における予防管理に関すること。
 - ア 休日、夜間に営業を行わない事業所等
 - (イ) 退社時における措置に関すること。
 - (ロ) 警備担当部門等への業務引継ぎ等に関すること。
 - イ 24時間営業の事業所等
 - 昼間から夜間体制への移行業務の引継ぎ等に関すること。
 - (4) 別表1を配布通知するとともに園内の見やすい場所に掲示すること。
 - (5) その他防火管理上必要な業務に関すること。

(火元責任者の業務)

第10条 火元責任者は、次に掲げる業務を行わなければならない。

- (1) 担当区域内の火気の管理に関すること。
- (2) 担当区域内の建築施設、火気使用設備・器具、危険物施設、電気設備等及び消防用設備等の日常の維持管理に関すること。
- (3) 地震等における火気使用設備・器具の安全確認に関すること。
- (4) 防火担当責任者の補佐に関すること。
- (5) その他防火管理に必要な業務に関すること。

(宿〔日〕直員の業務)

第11条 宿〔日〕直員は、事業所等を定期的に巡回し、火災予防上の安全を確認するとともに、その結果を防火管理者に報告しなければならない。

ア 日常的に行う検査は、『自主検査チェック表(日常)「火気関係I」』及び『自主検査チェック表(日)「閉鎖障害等」』に基づき、火元責任者がチェックする。

- (7) 「火気関係」のチェックは毎日終業時に行う。
- (4) 「閉鎖障害等」のチェックは1日2回行う。

(自主点検をするための組織)

第12条 自主点検をするための点検班を別表2-1、2-2、2-3のとおり編成し、防火対象物に設置される建築施設、火気使用設備・器具、電気設備及び消防用設備等について適正な機能を維持するために点検を行う。

(建築施設等の自主点検)

第13条 点検班は、建築施設、火気使用設備・器具、危険物施設等について、下表により定期的に点検しなければならない。

建築施設等の自主点検

点 検 対 象	点 検 時 期
建築施設	毎日
火気使用設備・器具	毎日
電気設備	毎日

(消防用設備等の自主点検)

第14条 点検班は、防火対象物に設置されている消防用設備等の機能を維持管理するために、下表により法定点検のほか自主点検をしなければならない。

消防用設備等の自主点検

消 防 用 設 備 等	点 検 時 期 (機器点検)
消 火 器	4月 10月
屋 内 消 火 栓 設 備	4月 10月
スプリンクラー設備	4月 10月

動力消防ポンプ	4月	10月
自動火災報知設備	4月	10月
非常警報設備	4月	10月
避難器具	4月	10月

※ 毎日、各施設、自動火災報知設備のスイッチ位置、表示灯等の点検を実施

(消防用設備等の法定点検)

第15条 防火対象物の関係者は、その防火対象物に設置されている消防用設備等の機能を維持管理するために、下表により法定点検を実施させなければならない。

- 2 防火管理者は、消防用設備等を点検するときには立会わなければならない。
- 3 消防用設備点検業者は沖縄縄環境開発センターが行う。

消防設備士（点検資格者）に行わせる法定点検

消防用設備等	点 検 時 期	
	機器点検	総合点検
消火器具	5月 11月	
屋内消火栓設備	5月 11月	5月
スプリンクラー設備	5月 11月	5月
不活性ガス消火設備	5月 11月	7月
自動火災報知設備	5月 11月	5月
非常警報器具	5月 11月	5月
誘導灯	5月 11月	

(点検結果の記録及び報告)

第16条 建築施設及び消防用設備等の自主点検又は法定点検をした者は、点検結果を維持台帳に記録し、保管しておかななければならない。

- 2 自主点検又は法定点検をした者は、その結果を防火管理者に報告し、防火管理者は、管理権原者に報告しなければならない。
- 3 防火対象物の関係者は、消防用設備等の法定点検の結果を1年に1回、消防署長に報告しなければならない。

(不備欠陥等の整備及び報告)

第17条 防火管理者は、報告された内容で不備・欠陥部分がある場合は、管理権原者の指示を受け改修しなければならない。

- 2 防火管理者は、不備・欠陥部分の改修及び予算措置に時間がかかるものについては、管理権原者の指示を受け、改修計画を策定しなければならない。

(火気等の使用時の遵守事項)

第18条 火気等を使用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) ガスコンロ、電熱器等の火気使用設備・器具は、指定された場所で使用すること。
- (2) 火気使用設備・器具を使用する場合は、事前に設備・器具の点検をしてから使用すること。
- (3) 火気使用設備・器具の周囲には、可燃物等を置かないこと。
- (4) 火気使用設備・器具を使用した後は、必ず点検を行い安全を確認すること。
- (5) 禁煙場所では、喫煙しないこと。
- (6) 終業時には、灰皿を指定された安全な場所に集めること。

(臨時の火気使用等)

第19条 次に掲げる事項を行う者は、防火管理者へ事前に連絡し、防火管理上必要な指示を受けなければならない。

- (1) 指定された場所以外で臨時に火気を使用するとき
- (2) 各種の火気使用設備・器具を設置又は変更するとき
- (3) 催物の開催及びその会場で火気を使用するとき
- (4) 危険物の貯蔵、取扱い又は種類、数量等を変更するとき
- (5) 改装又は模様替等の工事を行うとき
- (6) その他防火管理上必要な事項

(日常の放火防止対策)

第19条2 防火管理者は、次の事項に留意し、放火防止に努めるものとする。

- (1) 敷地内及び廊下、階段、洗面所等の可燃物の整理、整頓又は除去を行う。
- (2) 出入口の特定と出入りする者に対する呼びかけ及び監視等の強化を行う。
- (3) アルバイト、出向、パートなどの従業員の明確化による不法侵入者の監視を行う。
- (4) 客用トイレ等を従業員と共用するなど監視の強化を行う。
- (5) 監視カメラ等の設置による死角となる場所の不定期巡回監視体制を確立する。
- (6) 火元責任者又は最後に退社する者が火気の確認及び施錠を行う。
- (7) 空室、倉庫等の施錠管理は、出入口だけでなく窓にも注意し、人が入れない環境づくりを行う。
- (8) 休日、夜間等における巡回体制の確立と放置されている可燃物等の整理、整頓を行う。
- (9) 駐車場内にある車両の施錠の確認を行う。

(周辺での連続放火火災が発生した場合の対策)

第19条3 当公園施設近隣で、放火火災が連続的に発生した場合は、前条によるほか、自衛を強化し、次のことを行うものとする。

- (1) 管理権限者は、公園内外の巡視について回数を増やし、綿密に行う。
- (2) 公園施設の最終退館者は、施錠の確認を確実にを行う。

(施設に対する遵守事項)

第20条 防火管理者又は従業員等は、避難施設及び防火施設の機能を有効に保持するため、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 避難口、廊下、階段、避難通路その他避難のために使用する避難施設
 - ア 避難の障害となる設備を設け、又は物品を置かないこと。
 - イ 床面は避難に際し、つまずき、すべり等を生じないように維持すること。
 - ウ 避難口等に設ける戸は、容易に解錠・開放できるものとし、開放した場合は、廊下、階段等の幅員を有効に保持すること。
- (2) 火災が発生したときの延焼を防止し、又は有効な消防活動を確保するための防火施設
 - ア 防火戸は、常時閉鎖できるようその機能を有効に保持し、閉鎖の障害となる物品を置か

ないこと。

イ 防火戸等に近接して延焼拡大の要因となる可燃性の物品を置かないこと。

(工事中の安全対策)

第21条 防火管理者は、増改築等の工事を行うときは工事中の安全対策をたて、また、次に掲げる事項の工事を行うときは「工事中の消防計画」を消防署長に届け出なければならない。

- (1) 増築等で建築基準法第7条の3に基づき、特定行政庁に仮使用申請をしたとき。
 - (2) 消防用設備等の増設又は改修工事に伴い、当該設備の機能を停止させるとき又は機能に著しく影響を及ぼすとき。
 - (3) 特定防火対象物で地階を除く階数が3以上あり、かつ、延面積が3000㎡以上のもの及び地下街において、増築等の工事を行うとき。
- 2 防火管理者は、工事関係者に対して次に掲げる事項を周知し、遵守させなければならない。
- (1) 溶接その他の火気を使用して工事を行う場合は、作業計画を防火管理者に提出し、必要な指示を受けること。
 - (2) 火気を使用して工事を行う場合は、消火器等を準備して消火できる態勢をとること。
 - (3) 指定された場所以外では、喫煙、たき火等の火気を使用しないこと。
 - (4) 工事中は工事規模に応じて収容人員の調整管理を行い避難管理に努めること。
 - (5) 危険物等を持ちこむ場合は、その都度、防火管理者の承認を得ること。
 - (6) 工事区域内の作業場ごとに火気の取扱責任者を指定し、工事の状況について定期的に防火管理者に報告させること。

3 自衛消防隊活動対策

(自衛消防隊の設置)

第22条 火災等の災害が発生したときに被害を最小限に止めるため首里城公園自衛消防隊（以下「自衛消防隊」という。）を設置する。自衛消防隊の編成と任務は別表3に定める通りとする。

(自衛消防隊の長)

第23条 自衛消防隊に隊長と班長を置く。自衛消防隊長には、首里城公園管理部長、班長には管理課長及び事業課長がこれにあたる。

(自衛消防隊長等の任務)

- 第24条 自衛消防隊長は、自衛消防隊の機能が有効に発揮できるように統括し、また、自衛消防隊との連携を密にしなければならない。
- 2 班長は、自衛消防隊長を補佐し、自衛消防隊長が不在の場合は、その任務を代行する。
 - 3 班長は、担当区域の初期活動の指揮統制を図るとともに自衛消防隊長へ報告及び連絡を密にしなければならない。
 - 4 自衛消防隊班に総務班、誘導・救護、広報班及び施設対策班を置く。各班は、火災発生時においては、相互に連絡を取り消火、搬出等の応援活動を行い、その被害を最小限にとどめるものとする。

(避難経路図)

第25条 防火管理者は、人命の安全を確保するため、各階又は区域ごとに消防用設備等の設置図及び屋外へ通ずる避難経路を明示した避難経路図を作成し、自衛消防隊員並びに従業員等に周知徹底させなければならない。（別紙避難経路図面あり）

(通報連絡)

第26条 火災の発見者は、消防機関（119）へ「所在地、名称及び目標、被害の状況等」を通報するとともに、総務班及び施設対策班に知らせ、さらに周辺に火災を知らせなければならない。

- 2 自衛消防隊の総務班は、火災の場所及び状況等を自衛消防隊長に報告するとともに下記の任務を行うものとする。
 - (1) 消防機関及び事務所内、各施設内、その他関係機関への通報の確認、隊長への災害状況の報告及び火災の状況の変化に伴う非常放送等を行う。
 - (2) 自衛消防隊長の指示、命令の伝達及び火災発生の一連の記録を行う。
 - (3) 外部との連絡を行う。
 - (4) 消防隊が到着したときは、火災の延焼状況、燃焼物件、危険物品の有無及び逃げ遅れた者の有無等の情報を提供するとともに、出火場所への誘導を行う。

(避難誘導等)

第27条 誘導・救護班は、火災が発生した場合、現地職員と協力して避難誘導にあたらなければならない。

- 2 エレベーターによる避難は行わず、また屋上への避難も原則として行わない。
- 3 避難誘導係員の配置は、非常口、階段室前及び行き止まり通路等とする。
また、忘れ物等のため、屋内に戻る者のないようにしなければならない。
- 4 避難誘導にあたっては、放送設備、携帯用拡声器又はメガホン等を有効に活用して避難者に避難方向及び火災の状況を知らせ、混乱の防止に努め、出火階及び上層階の者を最優先に避難させなければならない。
- 5 避難器具は、地上と連携を図り、安全に留意して設定しなければならない。
- 6 負傷者及び逃げ遅れた者に関する情報を得たときは、直ちに本部に連絡しなければならない。
- 7 避難終了後、速やかに人員点呼を行い、逃げ遅れた者の有無を確認し、本部に連絡しなければならない。

(安全防護措置)

第28条 施設対策班は、火災が発生したとき排煙口の操作及び防火戸・防火シャッター又は防火ダンパー等の閉鎖を行うとともに、消火器、消火栓及び放水銃等を使用して積極的に初期消火活動を行わなければならない。

(応急救護)

第29条 誘導・救護班は、消防隊の活動に支障のない安全な場所に救護所を設置しなければならない。

- 2 誘導・救護班は、負傷者等の応急手当を行い、救急隊と密接な連絡をとり、負傷者等を速やかに搬送しなければならない。
- 3 誘導・救護班は、負傷者等の住所、氏名、搬送先及び負傷程度等必要な事項を記録しておかなければならない。

(非常持出)

第30条 総務班は、重要書類並びに重要物品の搬出作業を行うとともに火災現場、業務避難場所の盗難防止にあたらなければならない。

(自衛消防隊の装備)

第31条 自衛消防隊の装備及び管理は、次による。

(1) 装備

ア 隊用装備

- (7) 消火器…………… (10型5本)
- (4) ロープ (30m) …… (2本)
- (7) 携帯用拡声器…………… (5個)

イ 個人装備

- (7) ヘルメット…………… (配置職員)
- (4) 警笛…………… (配置職員)
- (7) 携帯用照明器具…………… (配置職員)

(2) 装備の管理

装備は、隊用設備にあつては庶務係に、個人装備にあつては各自で管理し、常に点検整備をしておくこと。

(自衛消防隊の活動範囲)

第32条 自衛消防隊の活動範囲は、事業所等の管理範囲内とする。

- 2 初期消火担当は火災直近の職員が積極的に参加し、近くにある消火器、屋内消火栓及び屋外消火栓を用いて消火する。
- 3 近接する防火対象物からの火災で、延焼を阻止する必要がある場合は、設置されている消防用設備等を有効に活用できる範囲内とし、自衛消防隊長の判断に基づき活動する。
- 4 自衛消防隊の応援出動は、自衛消防隊長の判断による。

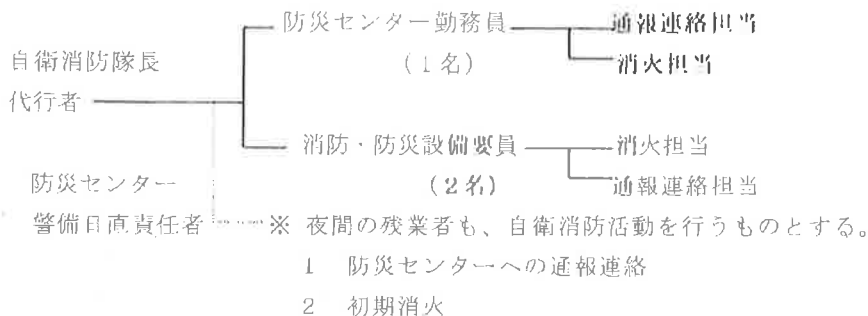
(夜間における自衛消防活動)

第33条 夜間に発生した火災等の災害に対しては、次に掲げる活動を行わなければならない。

- (1) 火災を発見したときは、直ちに消防機関に通報したあと、初期消火を行うとともに、在館者に火災の発生を知らせ、避難誘導をしなければならない。
- (2) 自衛消防隊長及び防火管理者等の関係者に緊急連絡網により急報しなければならない。
- (3) 消防隊に対しては、火災を発見したときの状況、延焼状況等の情報及び資料等を速やかに提供するとともに、出火場所へ誘導しなければならない。

夜間の自衛消防組織の編成表

1 夜間の指揮体制



4 地震対策

(地震災害の予防措置)

第34条 施設対策班及び火元責任者は、地震が発生したときの災害を予防するために、施設対策班の自主点検及び火元責任者の日常の維持管理に合わせて、次の措置を行わなければならない。

- (1) 建築物に付随する施設（外壁、窓枠、看板等）等の倒壊及び落下等を防止すること。
- (2) 事務室内、避難通路及び出入口等の棚、器具その他の物品等の転倒及び落下を防止すること。
- (3) 火気使用設備・器具の上部及び周囲には、転倒及び落下のおそれのある物品、その他燃えやすい物品を置かないこと。
- (4) 火気使用設備・器具の自動消火装置及び燃料等の自動停止装置等について、作動状況の点検を行うこと。
- (5) 危険物施設における危険物タンク等の転倒、落下又は漏えい等による出火防止及び送油管等の緩衝装置の点検をすること。

(備品等)

第35条 地震に備え、下表に掲げる品目を備蓄しておくものとする。

備蓄品				備蓄場所
飲	料	水		防災センター等
非常食料	(乾パン等)			
懐中電灯				
携帯ラジオ				
医薬品				
携帯用拡声器				
その他				

(地震発生後の安全措置)

第36条 地震が発生したときは、次に掲げる安全措置を行わなければならない。

- (1) 地震が発生した直後は、身の安全を守ることを第一とする。
- (2) 火気使用設備・器具の直近にいる者は、電源及び燃料の遮断等を行い、各火元責任者は、その状況を確認して防火担当責任者に報告すること。
- (3) 周囲の機器、物品等の転倒又は落下等による異常があったときは、防火担当責任者に報告すること。
- (4) 防火担当責任者等は、二次災害の発生を防止するため、建築物、火気使用設備・器具及び危険物施設等について点検し、異常があったときは、応急措置を行うこと。
- (5) 各設備・器具は、安全を確認した後に使用すること。
- (6) 防火管理者は、被害の状況等を防火担当責任者等に報告させ、出火状況やケガ人の発生状況を把握すること。
- (7) 防災センターの勤務者は、情報を収集するとともに事業所等に居る者の安全を確保するために、次の内容を放送すること。

ア エレベーターの使用制限

イ 落下物等からの身体防護の指示

(地震発生時の活動)

第37条 地震が発生したときの活動は、第3章によるほか、自衛消防隊の総務班等は、次に掲げる事項を行わなければならない。

- (1) テレビ及びラジオ等の報道機関からの情報収集に努め、周辺の状況を把握すること。
- (2) 一時集合避難場所は首里杜館芝生広場とし人員確認後、広域避難場所の末吉公園へ避難する。
- (3) 各特定防火対象物の勤務員は、原則として営業を中止して建築物内外の状況を把握し、放送設備等を活用して来園者に適切な指示を行うこと。

(地震発生時の避難)

第38条 地震が発生したときの避難は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 来園者を落ち着かせ、自衛消防隊長が避難するよう命令するまで安全な場所で待機させること。
- (2) 広域避難場所等に誘導するときは、順路、道路状況及び被害状況について説明すること。
- (3) 避難は、防災関係機関の避難命令又は自衛消防隊長の命令により行うこと。
- (4) 避難は、全員徒歩とし、一団となって避難すること。
- (5) 避難は、先頭と最後尾に自衛消防隊員を配置すること。
- (6) 施設対策班は、倒壊した物品等で避難上支障となるものを除去すること。

(警戒宣言が発せられた場合の警戒処置)

第39条 地震予知情報又は警戒宣言が発せられた場合等は震災対策処置を行う。

- (1) 災害対策本部長は直ちに、首里城公園災害対策要領に基づき、災害対策本部を設置し、地震発生に備えると共に関係部署に対し必要な指示・命令をする。
- (2) 総務班は地震情報の入手・収集に努め、必要に応じて関係各部署に連絡・伝達を行う。
- (3) 誘導・救護班は本部長及び班長と協議の上、在館者等を直ちに避難させるかどうかを決定する。
- (4) 在館者への情報伝達に先立ち従業員には非常放送設備により伝達する。
- (5) 避難させる場合には誘導・救護班員及び現場職員に連絡し、パニック等の異常事態を惹起しないよう具体的な避難方法を指示する。
- (6) 直ちに避難させる必要がない場合には、非常放送等により地震情報を具体的に在館者に広報する。
- (7) 施設対策班は落下物、器物倒壊等により通行障害にならないような避難通路を選定しかつ確保する。
- (8) 施設対策班は消火器・屋内消火栓の点検を行う。
- (9) 施設対策班は館内の火気使用設備の使用の中止または制限を行うと共に、その転倒・落下防止等の処置を行う。
- (10) 施設対策班は館内外の落下・転倒・崩落等の恐れのある物品(看板・積荷・外壁・窓ガラス・器具什器・ロッカー等)の点検ならびに固縛、補強等の処置を行う。
- (11) 施設対策班は消防用設備等の全般の点検及び自家発電設備の始動点検をする。
- (12) 施設対策班は危険物施設及び、物品の点検ならびに流出、落下、転倒防止策を行う。
- (13) 非常用資機材ならびに飲料水、非常食料、医療品等の点検、整備を行う。
- (14) 施設対策班は担当部署ごとに、地震時に火気使用設備の使用停止処置を行う、その際の担当範囲は出来る限り小範囲とする。
- (15) 施設対策班はボイラー、空調機等の保安上必要なものは直ちに停止する。
- (16) 地震時または揺れのおさまった後、来園者が屋外に一齐に避難しようとする時は、直ちに大声で制止する等の処置を講ずる。

- (17)地震後、直ちに関係各部署から被害報告を求め、必要な処置を講ずる。
- (18)地震後、在館者を屋外に避難させる必要がある時は、本部長の指示により開始し、避難先等を明瞭にすると共に避難人員等を把握する。
- (19)以上の他、細部事項については各地方公共団体の作成する地域防災計画の趣旨に則り、災害対策本部実施要領で定める。

5 大規模テロ等に伴う災害発生時の自衛消防対策

(自衛消防隊の装備)

第40条 事前の備え

事業所自衛消防隊長は、マスク、防護衣等の避難誘導のための資器材を配置した場合、定期的に点検を行う。

(自衛消防隊の任務)

第41条 大規模テロ等に伴う災害発生時の活動計画

- (1) 大規模テロ等に伴う災害の自衛消防活動は、通報連絡、在館者の避難及び避難のために必要な最小限の身体防護措置に限定する。
- (2) 大規模テロ等の災害が発生し、基本編成による活動では困難と認められる場合は、自衛消防隊長は、本部隊・地区隊の各班の人員を増強又は移動するなどの対応により、効果的な自衛消防活動を行わせる。

(行政機関からの指示)

第42条 大規模テロ等に伴う災害においては、行政機関から指示等があった場合、総務・施設対策班班長は広報・誘導・救護班班長に連絡するとともに、速やかに在館者に伝達する。特に避難場所、避難手段について、確実に伝達する。

(自衛消防活動要領)

第43条 大規模テロ等に伴う災害における自衛消防活動要領については、別記1に示すところによる。

6 防災教育及び訓練等

(防災教育の実施時期等)

第44条 防火管理者が行う防災教育の対象者、時期及び回数は、下表のとおりとする。

防災教育の実施時期等

対 象 者	時 期	実 施 回 数
全職員	5月 11月	年 2 回

(防災教育の内容)

第45条 防災教育の内容は、概ね次に掲げる項目とする。

- (1) 消防計画について
- (2) 従業員等が遵守すべき事項について

2-1(11)

- (3) 火災等の災害が発生したときの対応について
- (4) その他火災予防上必要な事項

(講演会等)

第46条 防火管理者等は、消防機関が行う講演会及び研修会等に積極的に参加しなければならない。

(ポスター、パンフレット等の掲示)

第47条 防火管理者は、消防機関から配布されるポスター等を見やすい場所に掲示するとともに、防災教育を実施するときに配布し、防火思想の普及を図らなければならない。

(訓練の実施時期)

第48条 防火管理者は、下表により訓練を行わなければならない。

訓練の実施時期

訓練種別	訓練内容	実施時期
総合訓練	消火、通報及び避難誘導を連携して行う訓練	12月
部分訓練	消火、通報及び避難誘導を 個々に行う訓練	8月
基礎訓練	屋内消火栓操作法、消防活動に使用する設備・器具等の取扱い訓練	12月
机上訓練	机上で行う訓練	8月

(消火訓練及び避難訓練の通報)

第49条 防火管理者は、消火訓練及び避難訓練を実施場合は、事前に「消防訓練実施届出書」を消防署長に提出しなければならない。

(訓練時の安全対策)

第50条 訓練指導者は、自衛消防隊長とし訓練時における自衛消防隊員の事故防止等を図り安全管理に努めなければならない。

- (1) 訓練に使用する施設、資機材及び設備等は必ず事前点検を実施すること。
- (2) 参加者の健康状態を把握し、体調の優れない隊員は交代させるなど訓練実施に支障が出ないよう配慮すること。
- (3) 訓練実施後は結果について検討し結果表を作成して以降の訓練に反映させること。

附 則

この消防計画は、平成31年3月25日から施行する。

防火管理業務の委託状況

(常駐方式)

(平成31年 3月25日現在)

防火対象物	名 称		首里城公園 (城郭内)			
	所 在 地		TEL 098-886-2020 (城郭内) 那覇市首里当歳3-1			
	管理権原者氏名		防火管理者氏名			
受託者	氏名 (名称)		設備管理責任者氏名			
	住所 (所在地)		TEL [REDACTED]			
	担当事務所	名 称	責任者氏名			
所在地		TEL 098 885 0954 那覇市首里当歳3-1				
受託者の行う防火管理業務の範囲			設備管理運用業務に基づく消防用設備の法定点検及び自主点検 火災受信機の日常点検巡視			
受託者の行う防火管理業務の方法	所有区分	営業日 (平日)		休業日 (休日)	摘 要	
		営業 (公開) 時間 内	営業 (公開) 時間 外			
	事業					
	常駐場所	奉神門 中央監視室	//	//		
	常駐人員	1名～3名	//	//		
	委託区域	首里城公園 (城郭内、城郭外)	//	//		
委託時間帯	24時	//	//			

防火管理業務の委託状況

〔常駐方式〕

(平成31年 3月25日現在)

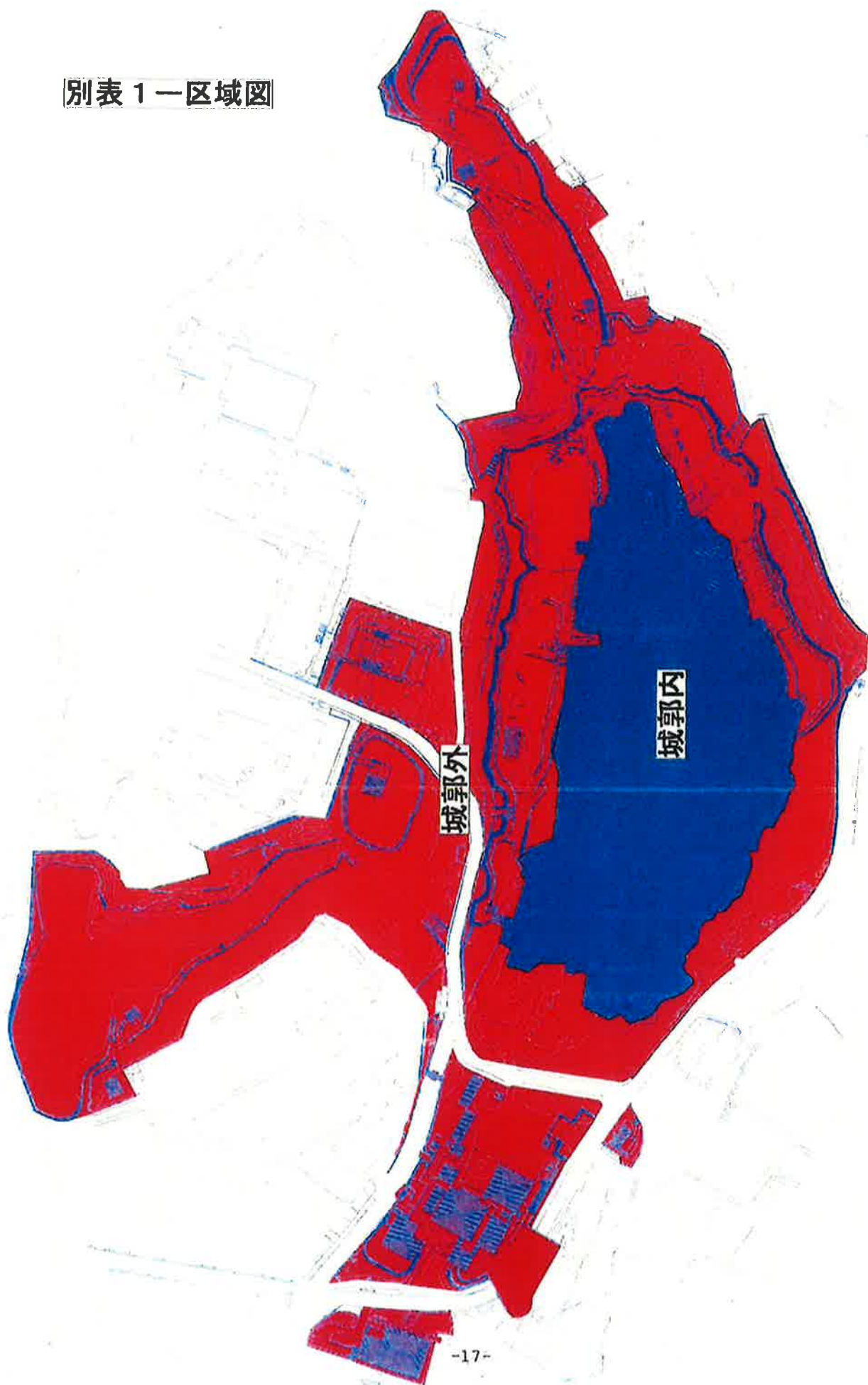
防火 対象 物	名 称		首里城公園 (城郭外)		
	所 在 地		TEL 098-886-2920 (城郭外) 那覇市首里金城町1-1 那覇市首里金城町1-2		
	管理植原者氏名		防火管理者氏名		
受 託 者	氏 名 (名 称)		教育担当者氏名		
	住 所 (所在地)		TEL		
	名 称	首里杜館 防災センター	責任者氏名		
	担当事務所	所在地	TEL 098-886-2923 那覇市首里金城町1-1 那覇市首里金城町1-2		
受託者の行う防火 管理業務の範囲		利用者誘導案内業務に基づく警備業務 防災センター内の火災受信機の確認、非常放送			
受託者 の行う 防火管 理業務 の方法 常 駐 方 式	所有区分 事 項	営 業 日 (平 日)		休業日	備 考
		従 業 (公 開) 時 間 内	従 業 (公 開) 時 間 外	(休日)	
	常 駐 場 所	首里杜館 防災センター	〃	〃	
	常 駐 人 員	1名～3名	〃	〃	
	委 託 区 域	首里城公園 (城郭内、城郭外)	〃	〃	
	委 託 時 間 帯	24時	〃	〃	

火災予防のための組織編成

別表1

防火管理者	防火担当責任者		火 元 責 任 者	色区分
統 括	城 郭 外	管 理 課 長	管理棟	庶務経理 係 長
			首里杜館1階	
			首里杜館情報展示室	
			首里杜館ビクターロビー	利用サービス 係 長
			首里杜館地下1階	
			首里杜館地下2階	
			首里杜館総合案内所	
		営 業 課 長	首里杜館収益施設	営 業 係 長
		事 業 課 長	首里杜館防災センター	業務責任者
			首里杜館控室	
			首里杜館設備詰所	
			首里杜館電気室	業務責任者
			首里杜館機械室	
			首里杜館清掃詰所	首里サービス業務責任者
			首里杜館倉庫	
			首里杜館植栽詰所	植栽業務責任者
			本設店舗	各店舗責任者
			守礼門	
			歓会門、久慶門、継世門	施設・植物 係 長
			円覚寺総門、弁財天堂	
			その他(屋外便所等)	
	城 郭 内	管 理 課 長	広福門券売所	利用サービス 係 長
			奉神門金庫室	
			奉神門1階	
		営 業 課 長	北殿収益施設	営 業 係 長
		事 業 課 長	系図座・用物座	業務広報企画係長
			世誇殿	
			南殿・番所	調査展示係長
			女官居室	
			北殿	
			黄金御殿、奥書院	
		事 業 課 長	奉神門中央監視室	業務責任者
			奉神門2階	
			奉神門電気室	
			奉神門機械室	
			二階殿ポンプ室	
			奉神門警備員詰所	業務責任者
			正殿	施設・植物 係 長
			広福門(券売所以外)	
			書院・鎖之間	
			瑞泉門、漏刻門	
			右掖門、供屋	
			淑順門	
			二階殿2階	
			その他(園路等)	
			二階殿1階	首里出張所長

別表 1 — 区域図



別表 2 - 1 自主点検を実施するための組織編成表

種 別	防 火 対 象 物	実 施 区 分	施 班
自 主 点 検	城 郭 内	消 防 設 備 全 般	委託先 [Redacted] 担当者 : [Redacted]
	城 郭 外	消 防 設 備 全 般	委託先 [Redacted] 担当者 : [Redacted]

別表 2 - 2

(1) 消防用設備等の責任者を次のように定める	(城郭内)				
	消 火 器		自動火災報知設備		屋内消火栓
	各階設置数	担当	・受信機設置場所	各階設置数	担当
	南殿 1階 6本	管理課・	奉神門 2階の <u>中央監視室</u>	南殿 1階 2本	管理課・
	南殿 2階 2本	〃	担当	南殿 2階 1本	〃
	正殿 1階 4本	〃	昼間 <u>設備運転員</u>	正殿 1階 2本	〃
	正殿 2階 5本	〃	夜間 <u>警備員</u>	正殿 2階 2本	〃
	正殿 3階 3本	〃	・副受信機設置場所	正殿 3階 2本	〃
	北殿 4本	〃	2階の	北殿 1本	〃
	奉神門 1階 5本	〃	担当	奉神門 1階 2本	〃
	奉神門 2階 2本	〃	昼間	奉神門 2階 1本	〃
	広福門 1階 2本	〃	夜間	黄金御殿 1階 2本	〃
	系図座・用物座 2本	〃	放送設備 (業務放送も含む)	黄金御殿 2階 2本	〃
	書院・鎮之間 3本	〃	・設置場所 1	階 2階 1本	〃
	黄金御殿 8本	〃	奉神門 2階の <u>中央監視室</u>	自動火災報知設備又は放送設備の 操作・監視業務の外部委託 委託先 電話 委託内容 防火戸、防火シャッター、排煙等の 機能保持、電気機器等の点検 消火設備、警報設備、消火活 動上必要な設備等の点検	
	奥書院 1本	〃	担当		
	世壽殿 2本	〃	昼間 <u>設備運転員</u>	連結送水管 送水口設置場所 (二階殿後ろ) (木曳門外) 消防隊誘導担当 (救護・避難誘導班)	
	女官居室 3本	〃	夜間 <u>警備員</u>		
	二階殿 2本	〃	・設置場所 2		
			広福門 1階の <u>茶室</u>		
			担当		
			昼間 <u>案内員</u>		

別表 2 - 3

(2) 消防用設備等の責任者を次のように定める	(城郭外)					
	消 火 器		自動火災報知設備		屋内消火栓	
	各階設置数	担当	・受信機設置場所 首里杜館地下2階の <u>防災センター</u> 担当 昼間 <u>警備員</u> 夜間 <u>〃</u>		各階設置数	担当
	首里杜館1階 3本	管理棟 <u>〃</u>			首里杜館地下2階 1本	管理棟 <u>〃</u>
	首里杜館地下1階 1本	<u>〃</u>	・副受信機設置場所 2階の <u>〃</u> 担当 昼間 <u>〃</u> 夜間 <u>〃</u>		避難器具	<u>〃</u>
	首里杜館地下1階 13本	<u>〃</u>			本設店舗 10本	<u>〃</u>
	本設店舗 10本	<u>〃</u>	放送設備(業務放送も含む) ・設置場所 1 首里杜館地下2階の <u>中央監視室</u> 担当 昼間 <u>設備運転員</u> 夜間 <u>警備員</u>		本設店舗 2箇所	<u>〃</u>
	管理棟 3本	<u>〃</u>			階 箇所	<u>〃</u>
	階 本		自動火災報知設備又は放送設備の 操作・監視業務の外部委託 委託先 <u>〃</u> 電話 <u>〃</u> 委託内容 防火戸、防火シャッター、排煙等の 機能保持、電気機器等の点検 消火設備、警報設備、消火活 動上必要な設備等の点検		階 箇所	
	避難器具	<u>担当</u>			階 箇所	
	階 箇所		放送設備(業務放送も含む) ・設置場所 2 首里杜館地下1階の <u>案内所</u> 担当 昼間 <u>案内員</u>		・連結送水管 送水口設置場所 (防災室前) 消防隊誘導担当 (救護・避難誘導班)	
	階 箇所					
	階 箇所					
	階 箇所					
	階 箇所					
	階 箇所					
階 箇所						
階 箇所						

災害対策本部業務内容

班 名	担 当	業 務 分 担
総 務 班	庶務経理係	1 気象情報、感染症流行情報、テロ情報の収集及び連絡に関する事。 2 財団本社との情報連絡に関する事。 3 国営沖縄記念公園事務所・都市再生機構・沖縄県との連絡調整に関する事。 4 他の関係機関との連絡調整に関する事。 5 食料の調達及び必要物品の確保に関する事。 6 職員の健康管理に関する事。 7 被害状況の取りまとめ及び報告に関する事。 8 テロ予告電話及び不審郵便物等の対応に関する事。 9 その他、本部長から指示された事。
施設対策班	施設・植物係	1 公園内の施設（建物・工作物・設備・公園内植栽）の保全対策及び情報連絡調整に関する事。 2 公園内の施設（建物・工作物・設備・公園内植栽）の被害状況の調査及び応急復旧並びにその報告に関する事。 3 疾病対策にかかる建物清掃の強化に関する事。 4 テロ対策にかかる下審者・不審物等の園内巡視の強化及び施設安全点検の強化に関する事。 5 その他、本部長から指示された事。
広 報 班	業務広報企画係	1 メディアに対する公園情報提供及び連絡調整に関する事。 2 テレビ、ラジオ、新聞等における公園情報の有料告知の実施に関する事。 3 旅行エージェント、宿泊施設、交通機関、観光案内所等に対する公園情報提供及び連絡調整に関する事。 4 公園利用者からの電話等による問い合わせ対応に関する事。 5 インターネットHPへの公園情報の掲載に関する事。 6 その他、本部長から指示された事。
治安・ 救護班	利用サービス係	1 公園利用者等への看板及び園内・館内放送等による情報伝達及び注意喚起・避難誘導に関する事。 2 疾病対策にかかる公園利用者等の救護体制に関する事。 3 職員の園内巡視の強化及び公園内警備員・利用者誘導員・救護担当職員との連絡調整に関する事。 4 テロ対策にかかる下審物・不審者等の巡視強化に関する事。 5 その他、本部長から指示された事。
誘導班	調査展示係	1 公園利用者等への看板及び園内・館内放送等による情報伝達及び注意喚起・避難誘導に関する事。 2 職員の園内巡視の強化及び公園内警備員・利用者誘導員・救護担当職員との連絡調整に関する事。 3 テロ対策にかかる下審物・不審者等の巡視強化に関する事。 4 その他、本部長から指示された事。
誘導・収益 施設対策班	園内係	1 公園内収益施設の保全対策、被害状況の調査及び応急復旧並びにその報告に関する事。 2 公園利用者等への看板及び園内・館内放送等による情報伝達及び注意喚起・避難誘導に関する事。 3 職員の園内巡視の強化及び公園内警備員・利用者誘導員・救護担当職員との連絡調整に関する事。 4 テロ対策にかかる下審物・不審者等の巡視強化に関する事。 5 その他、本部長から指示された事。

(首里城地区)
別表第1

大規模テロ等に伴う災害発生時の自衛消防活動要領

（避難準備の時間に余裕がない場合） ～自己防火対象物で発生した場合の対応～

- 1 自己防火対象物において、大規模テロ等に伴う災害と疑わしい事案が発生した場合は、速やかに屋外に退避し、近隣の堅ろうな建物へ退避する。
- 2 大規模テロ等に伴う災害の兆候の判断基準例は以下のとおり。
 - （1）原因不明の多数の死傷者の発生
 - （2）不自然な場所での爆発災害
 - （3）傷病者の発生とともに、不審物（白い粉、透明な液体等）の存在があった場合
 - （4）傷病者による異常な臭気又は味覚の訴え若しくは症状に一定の傾向がある場合

（避難準備の時間に余裕がある場合） ～情報の収集・伝達～

- 1 大規模テロ等に係る警報等が発令された場合又は近隣地域で大規模テロ等に伴う災害が発生した場合、防火対象物自衛消防隊長は、各事業所自衛消防隊長に伝達する。
- 2 テレビ、ラジオ、インターネット等を活用して情報収集を行い、必要に応じ在館者に伝達する。
- 3 行政機関からの指示があるまでは、屋内への避難が原則となることから、自己の判断で避難しないよう、在館者に屋内にとどまるよう伝達する。

(首里城地区)

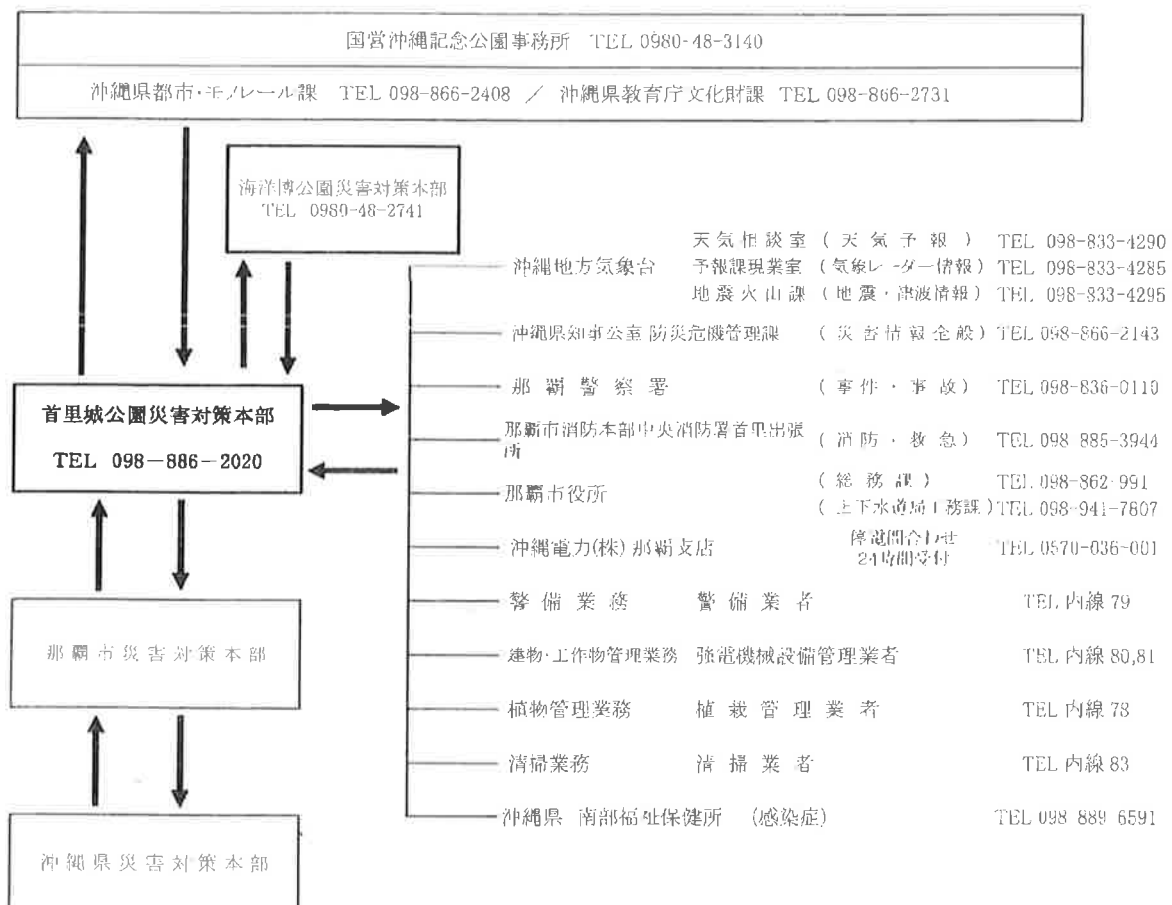
災害対策本部動員体制

班 名		風水害・台風			地震			大規模災害
		注意	警戒	非常	注意	警戒	非常	
総務班	庶務経理係	(1)	1	1	(1)	2	3	非常参集 (職員全員)
施設対策班	施設・植物係		1	2	(1)	2	3	
広報班	広報広聴企画係		1	1		2	2	
誘導・救護班	調査展示係 利用サービス係 営業係		1	1		2	3	
合 計		(1)	4	5	(2)	8	11	

※() 数字については、本部長の判断により日宅待機とすることができる。

別表第4

情報連絡系統図



防火対象物の用途その他必要な事項（城郭内）

防 火 対 象	名 称		(一財)沖縄美ら島財団 首里城公園管理部		業 態	公 園		電話 098-886-2020		
	代表者名		理事長 花城 良廣		電 話 0980-48-3645		防火管理者		電話 098-886-2020	
	国 営 公 園	名称		区分		構 造 様 式		用 途	階	床面積 (㎡)
		特定公園施設	正 殿	木造 3 階建		観賞用歴史建物	3	1,199.24		
			北 殿	R C 造平屋建 (外観木造)		〃	1	473.58		
			南殿・番所	R C 造 2 階建 (外観木造)		〃	2	608.94		
			奉 神 門	〃 (〃)		〃 (兼事務所)	2	513.47		
			書院・鎖之間	地下 R C 造・1 階木造 2 階建		観賞用歴史建物	2	620.82		
			黄金御殿他	R C 造 2 階建 (外観木造)		観賞用歴史建物	2	991.28		
			世誇殿	木造 1 階建		休憩所	1	187.38		
			女官居室	鉄骨 2 階建 (外観木造)		倉庫	2	188.11		
			二階殿	R C 造 2 階建 (外観木造)		観賞用歴史建物	2			
			国営公園施設	広 福 門	R C 造平屋建 (外観木造)		観賞用歴史建物 (兼券売所・トイレ)	1	127.63	
		系図座・用物座		木造 1 階建		観賞用歴史建物	1	206.59		
合 計 面 積		敷 地 面 積 47,000.00 ㎡		建築面積 3844.28 ㎡		延床面積 5117.04 ㎡				
収 容 人 員 等	場 所 別		有 効 面 積		収容人員名	場所別	有効面積		収容人員名	
	正 殿		1,104 ㎡		228名	奉神門	138 ㎡		41名	
	北 殿		473 ㎡		100名	広福門	127 ㎡		33名	
	南殿・番所		608 ㎡		125名	系図座・ 用物座	187 ㎡		39名	
	書院・鎖之間		384 ㎡		84名	黄金御殿	411 ㎡		87名	
	世誇殿		187 ㎡		39名	女官居室	188 ㎡		0名	
	二階殿の一部		232 ㎡		0名					
	小 計				576名				200名	
	従業員数		55名		総 計		計 831 名			
消 防 用 設 備	禁 煙 場 所		全域							
	消 火 設 備		消火器、屋内消火栓設備、屋外消火栓設備、不活性ガス消火設備、ドレンチャー設備、放水銃設備							
	警 報 設 備		自動火災報知設備、非常放送設備							
	避 難 設 備		誘導灯							
	消 防 用 水		消火水槽 (120 t)、消火用充水槽 (正殿床下 1 t、南殿 2 階天井裏 2 t)、防火水槽 (62 t)							
消 火 活 動 上 必 要 な 設 備		連結送水管 (二階殿裏、木曳門前)、防火排煙設備								

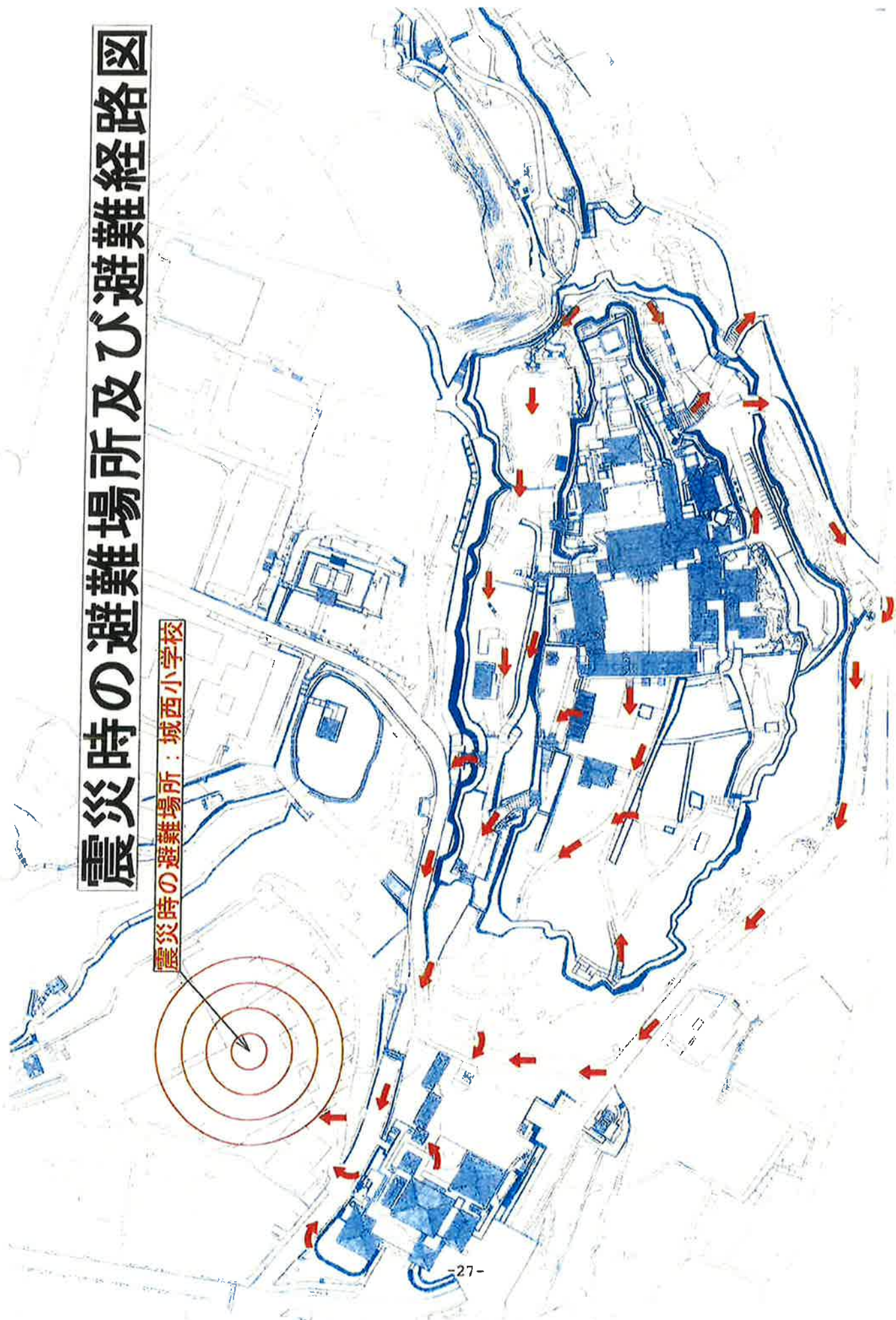
-25-

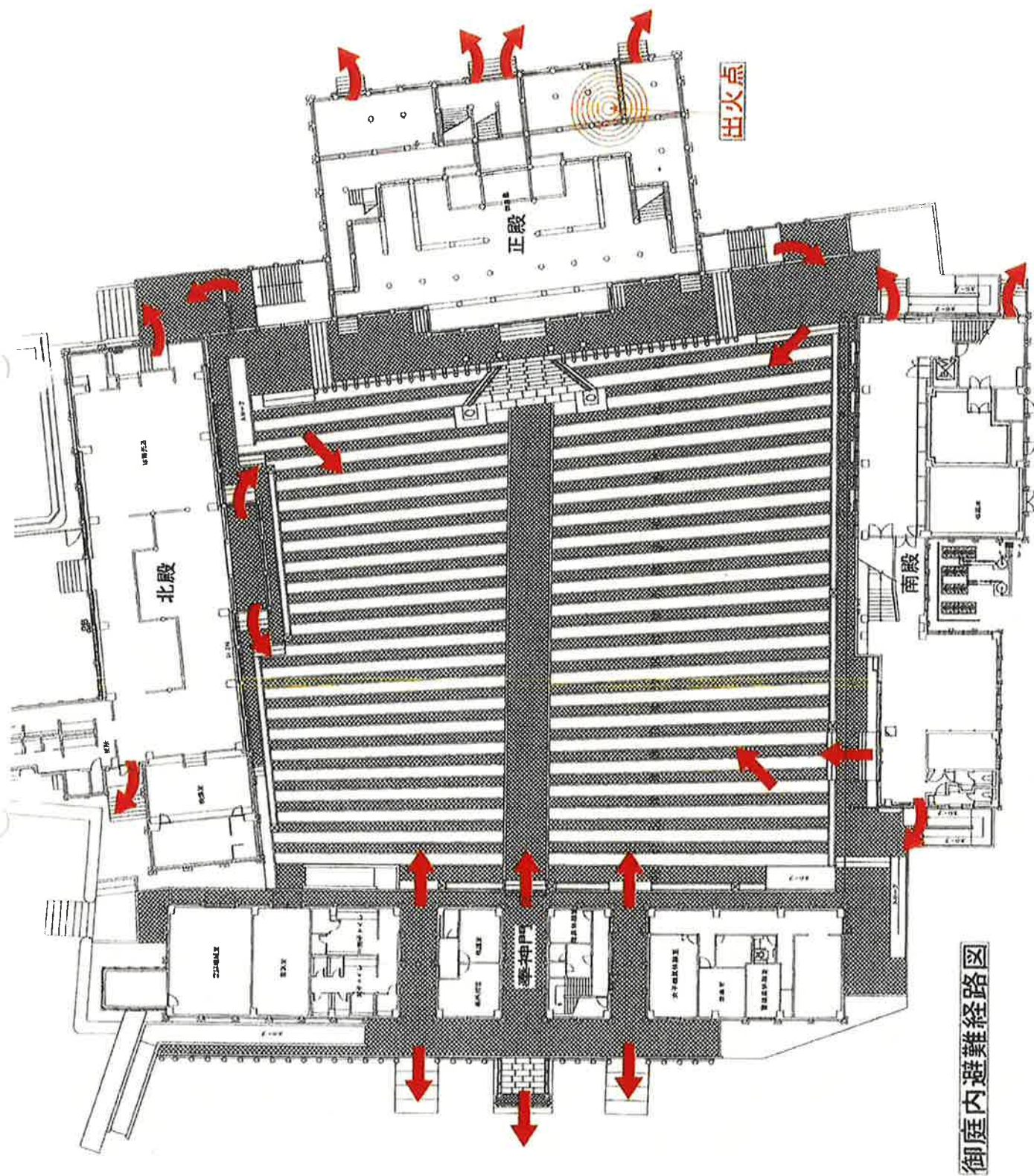
防火対象物の用途その他必要な事項（城郭外）

防 火 対 象	名 称		(一財)沖縄美ら島財団 首里城公園管理部			業 態	公 園		電 話 098-886-2020
	代表者名		理事長 花城 良廣		電 話 0980-48-3645	防火管理者			電 話 098-886-2020
	首里杜館	名称	区分	構 造 様 式		用 途		階	床面積 (㎡)
		地上1階		R C 造		情報展示室、レストラン、スナック、売店、附室		1 F	1,442.20
		地下1階		R C 造		バス駐車場 (26 台)、ビジターロビー		B 1 F	5,245.40
		地下2階		R C 造		バス駐車場 (26)、監視室		B 2 F	5,176.48
		本設店舗		木造平屋建		店舗		1	111.16
		管 理 棟		R C 造平屋建		事務所		1	565.38
	合 計 面 積		敷 地 面 積 21,330.18 ㎡		建面積 2,438.749 ㎡		延面積 10,454.26 ㎡		
	収 容 人 員 等		場所別	有 効 面 積	収容人員名	場所別	有効面積	収容人員名	
情報展示室			1 9 0 ㎡	6 4 名	カフェ	1 0 ㎡	3 名		
ビジターロビー			2 7 9 ㎡	9 4 名	売店	1 3 8 ㎡	3 4 名		
昇降ホール・EVホール等			7 8 5 ㎡	2 6 5 名	レストラン	2 9 0 ㎡	1 1 1 名		
無料休憩所			5 3 4 ㎡	1 0 8 名	駐車場	3,7 6 0 ㎡	1 1 名		
本店舗			1 7 2 ㎡	2 5 名	監視室	5 0 ㎡	1 2 名		
					管理棟	6 3 ㎡	6 1 名		
小 計				5 5 6 名			2 3 2 名		
従業員数			9 5 名	総 計	計 7 8 8 名				
消 防 用 設 備	禁 煙 場 所		地下駐車場 (B 1、B 2)、情報展示室、ビジターロビー、レストラン・売店						
	消 火 設 備		消火器、スプリンクラー設備、泡消火設備、移動式ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備						
	警 報 設 備		自動火災報知設備、非常放送設備、ガス漏れ火災警報設備						
	避 難 設 備		誘導灯						
	消 防 用 水		消火水槽 1 基 (51.4 t)						
	消 火 活 動 上 必 要 な 設 備		防火排煙設備、連結送水管 (首里杜館地下 1 階及び地下 2 階入口前)						

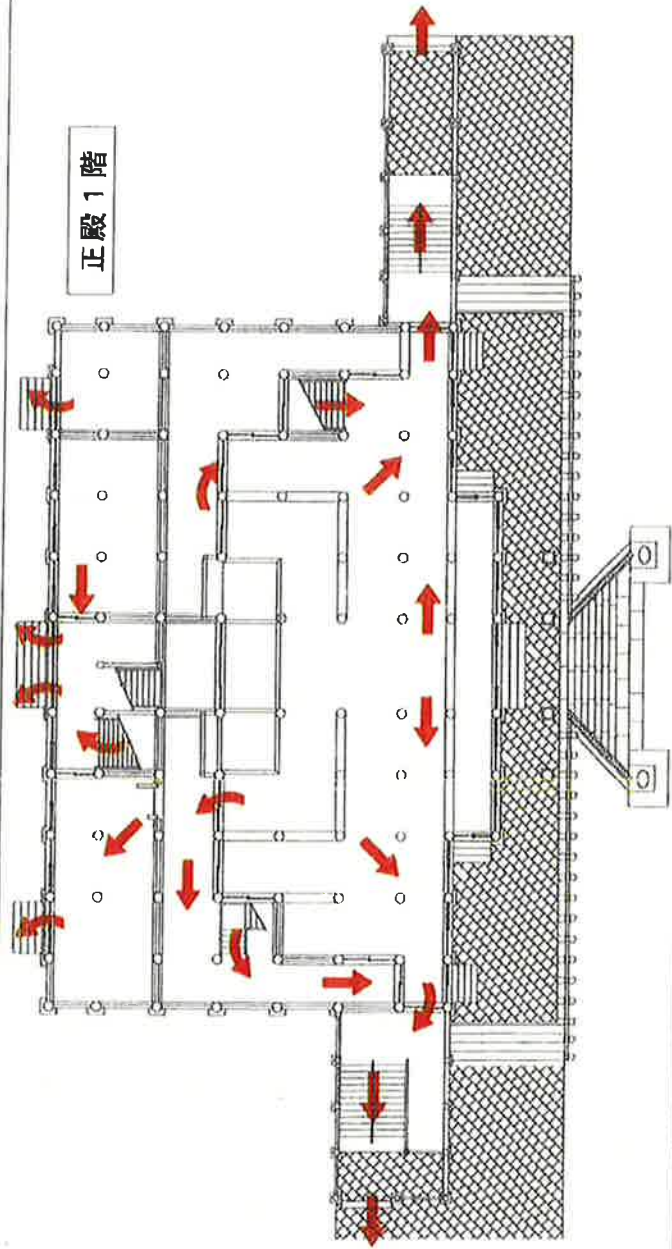
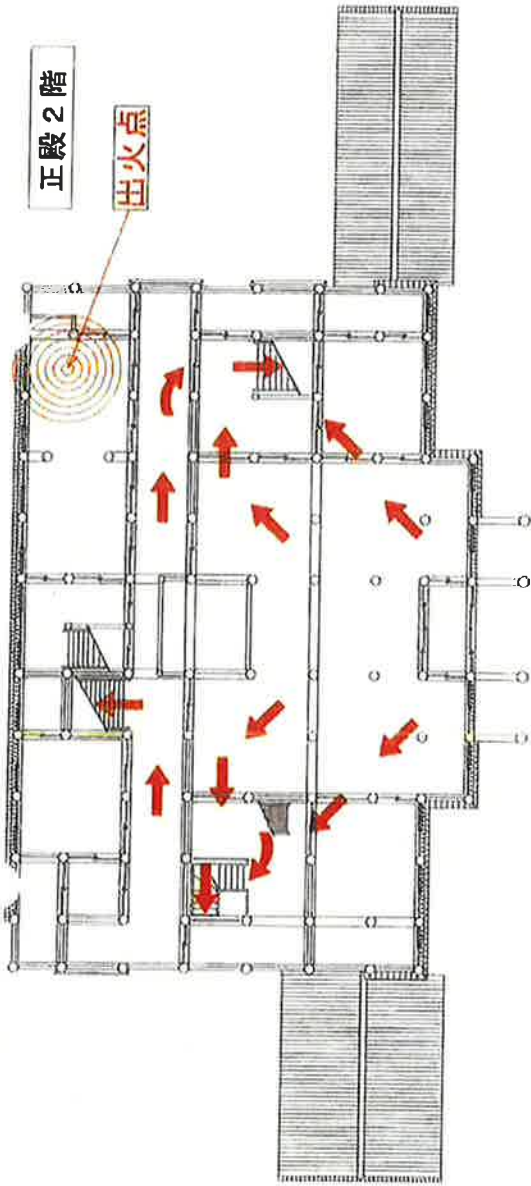
震災時の避難場所及び避難経路図

震災時の避難場所：城西小学校





御庭内避難経路図



火災発生時の避難経路図 正殿

図面名称

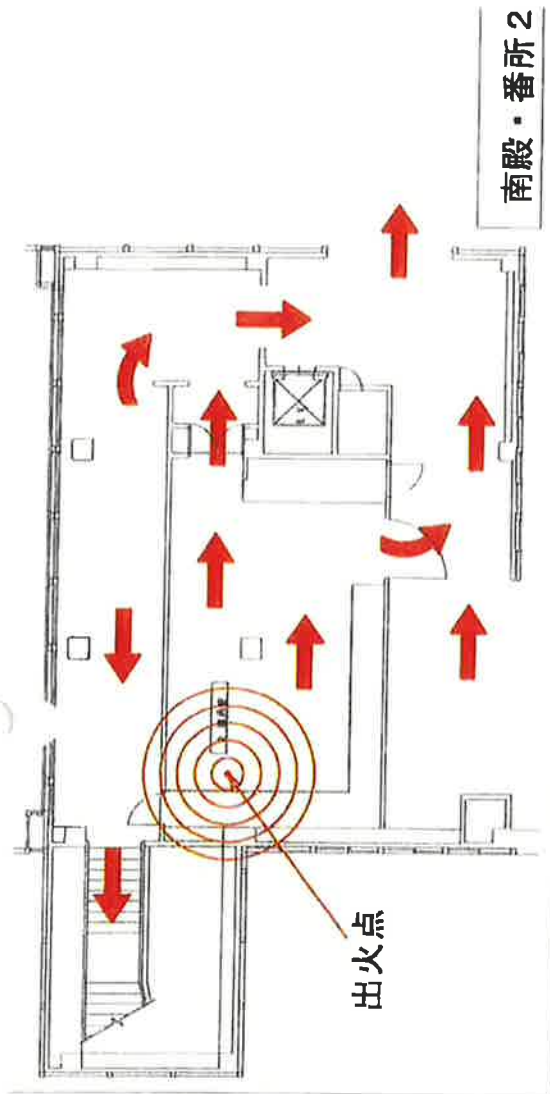
正殿 避難経路図

図尺

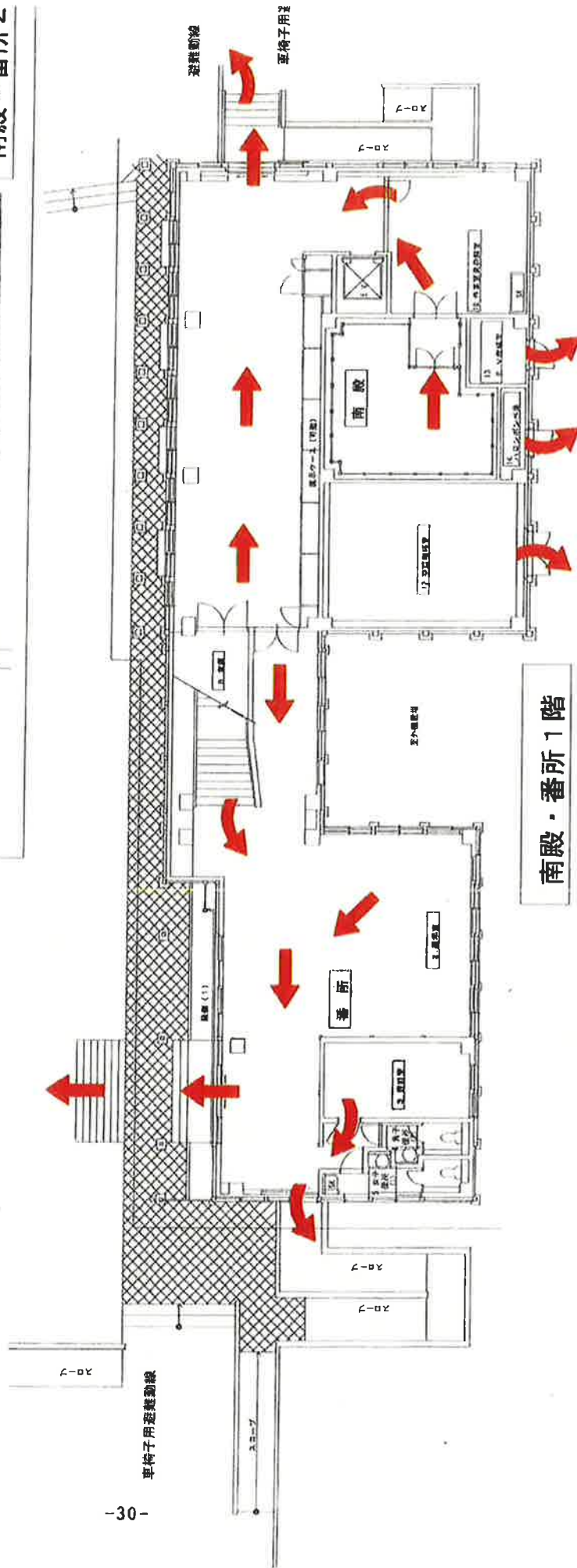
1/100

図面番号

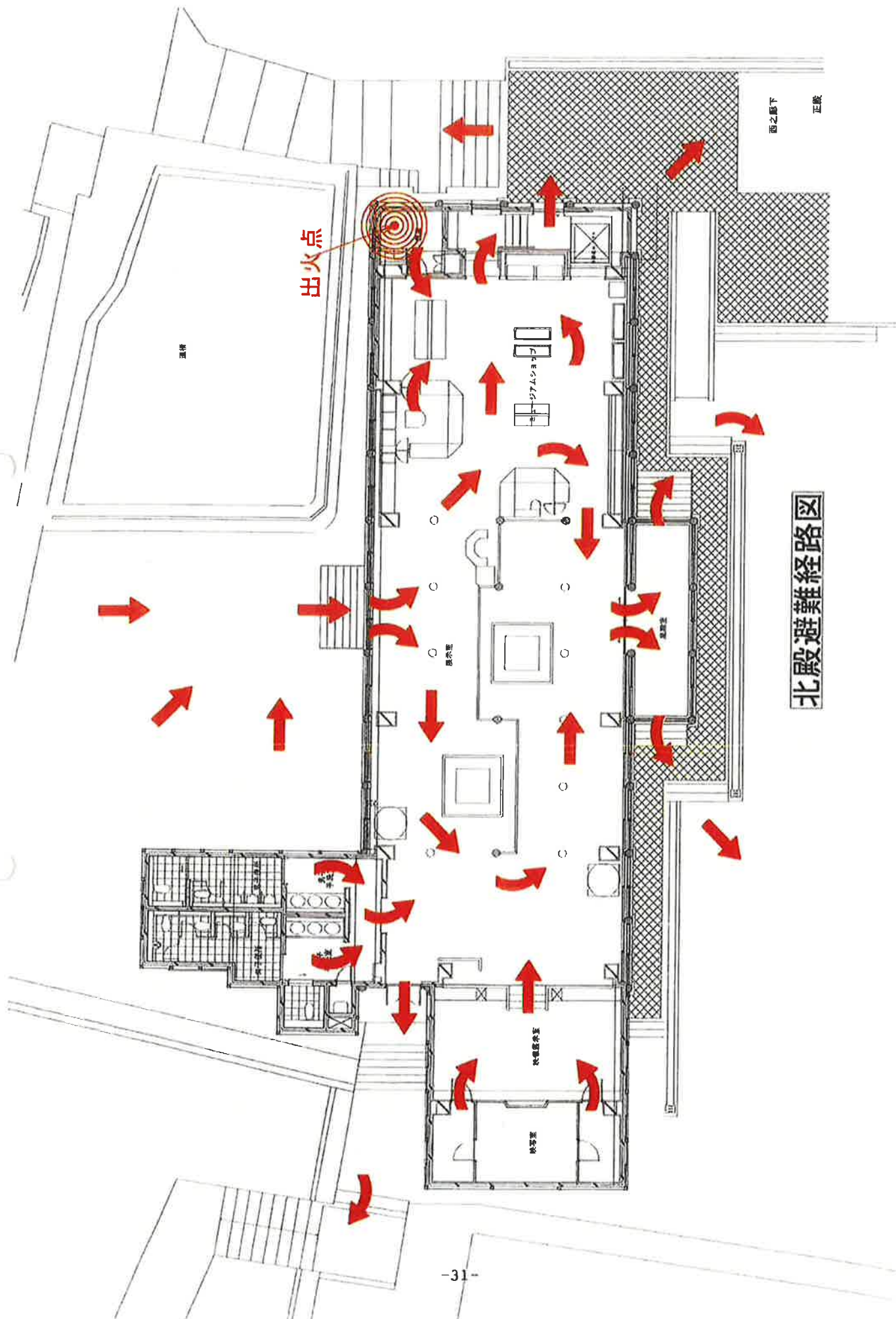
消-正1



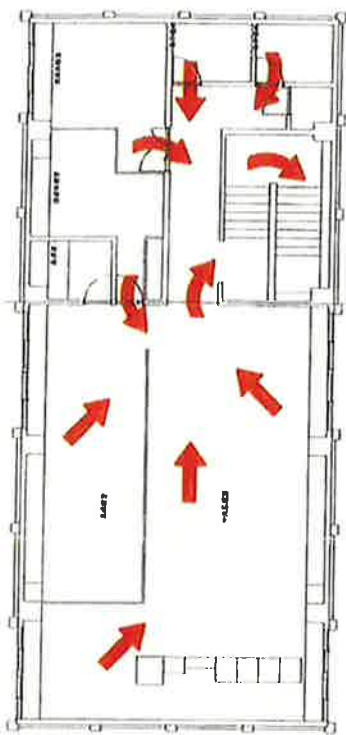
御庭



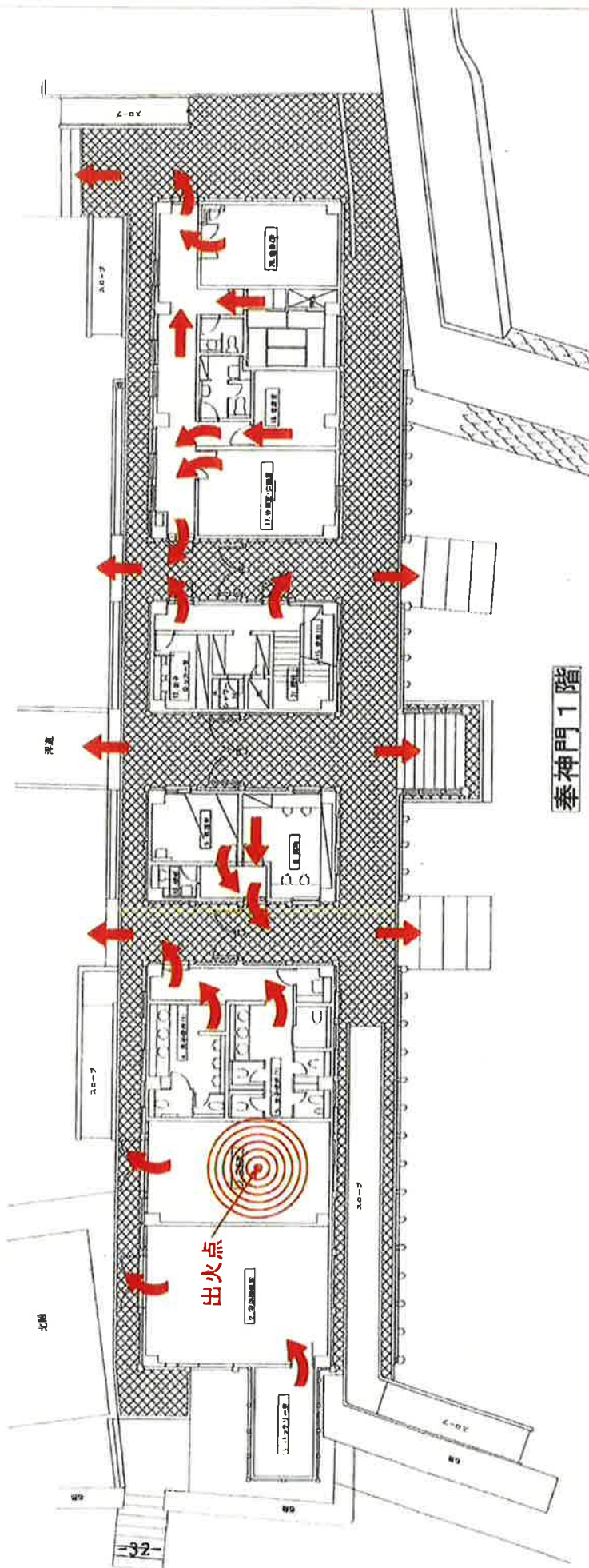
一般財団法人 沖縄美ら島財団	図面名称	南殿・番所 避難経路図	縮尺	1/100	消-
首里城公園管理部	担当		管理係長		
	センター長		管理課長		



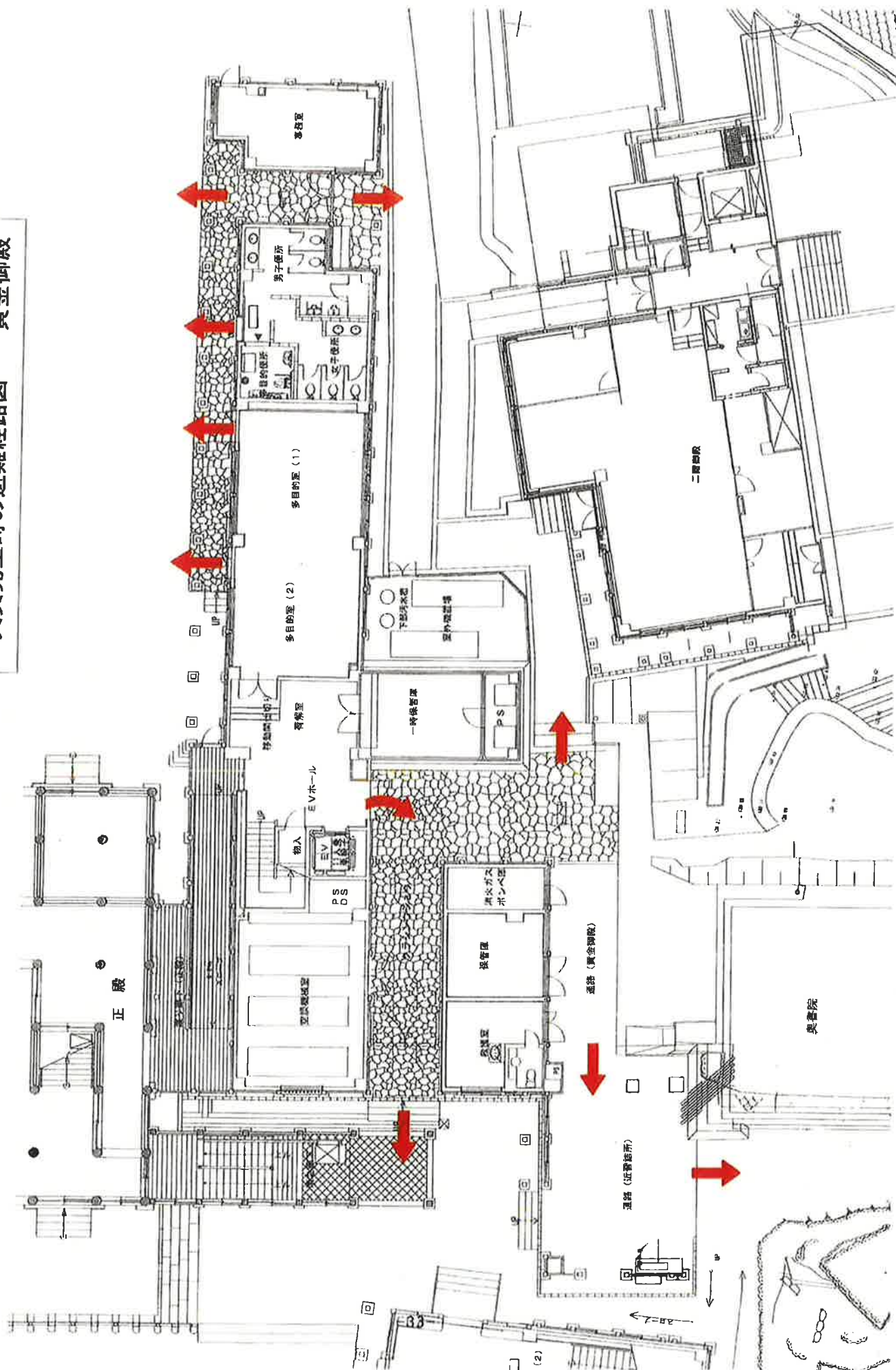
奉神門 2 階

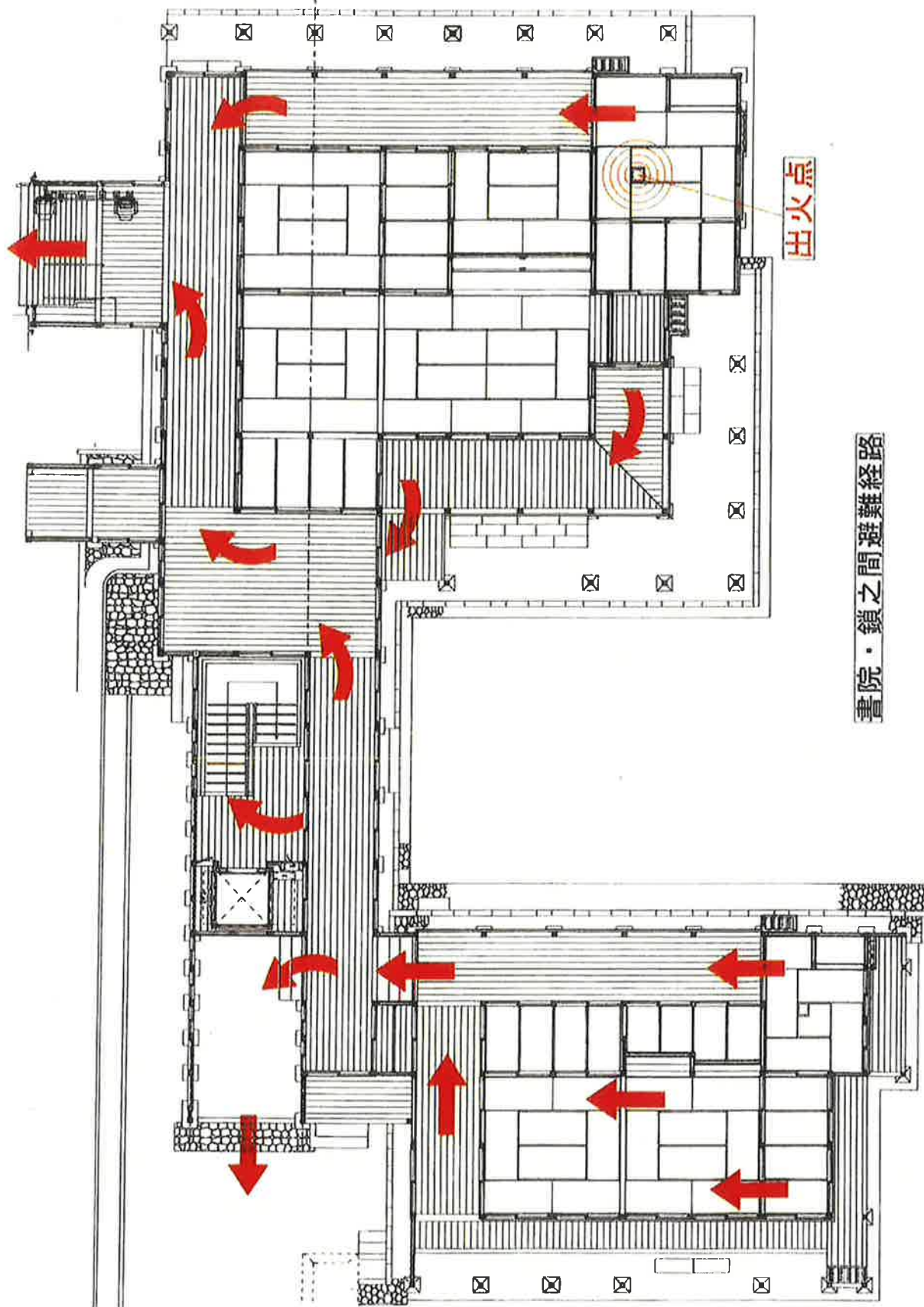


奉神門 1 階



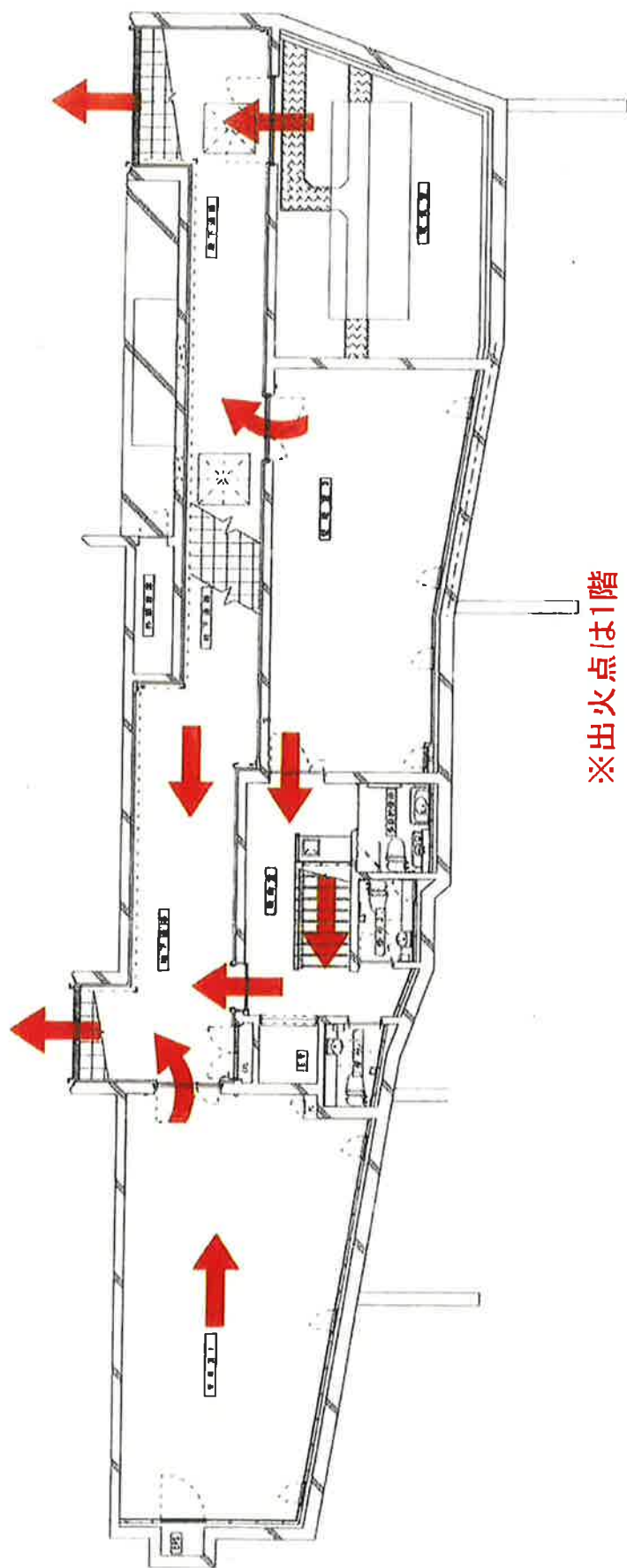
火災発生時の避難経路図 黄金御殿



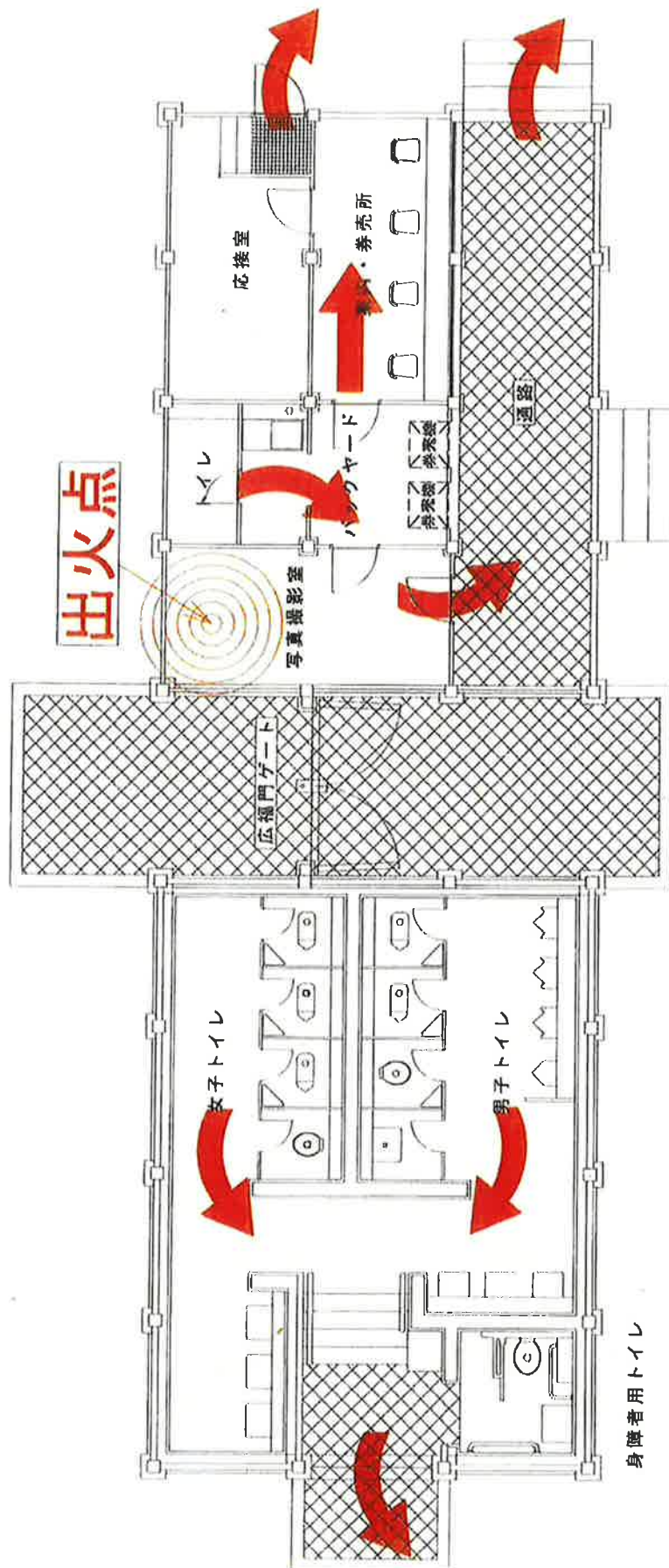


出火点

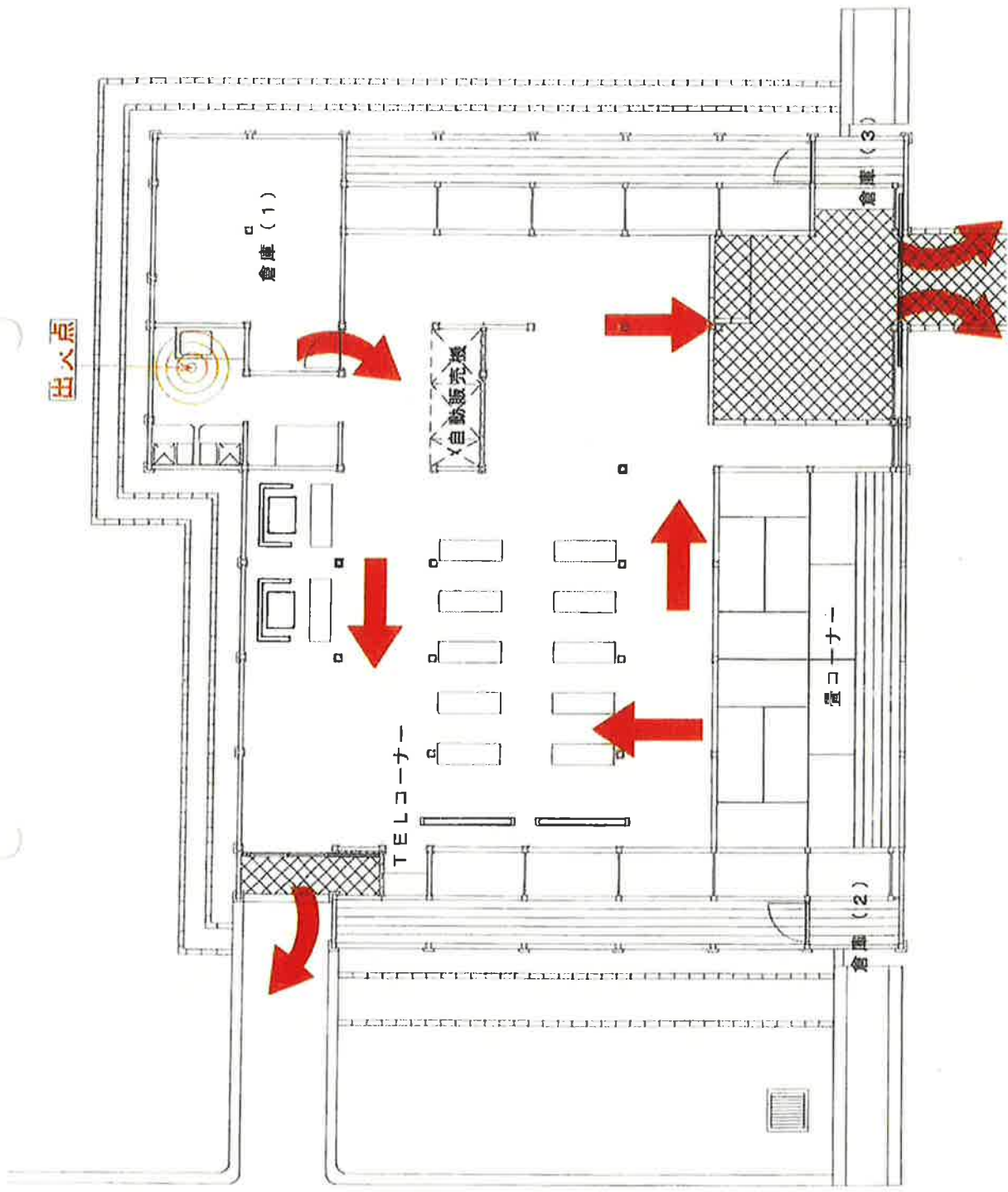
書院・鎖之間避難経路



書院・鎖之間地下避難経路



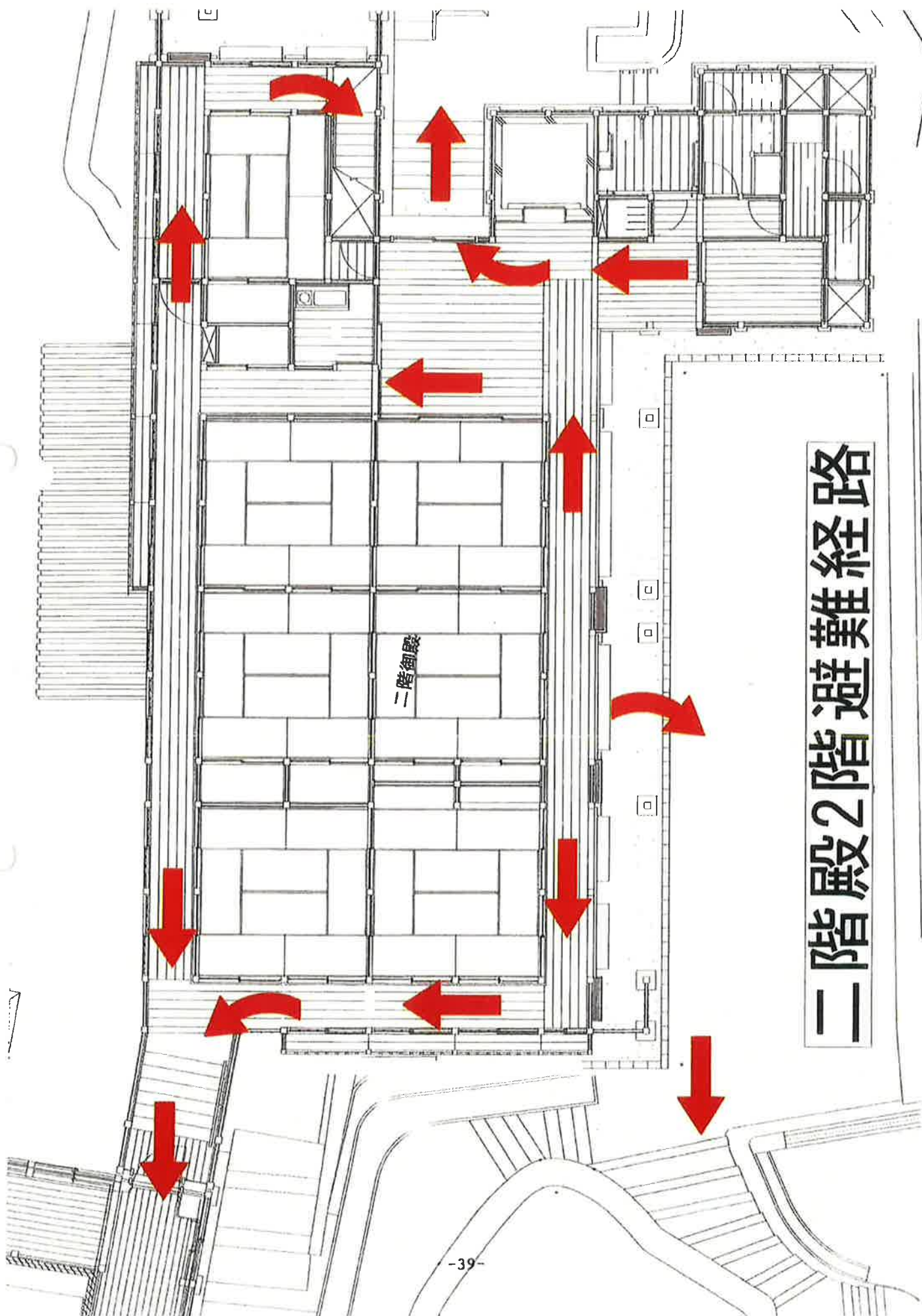
広福門



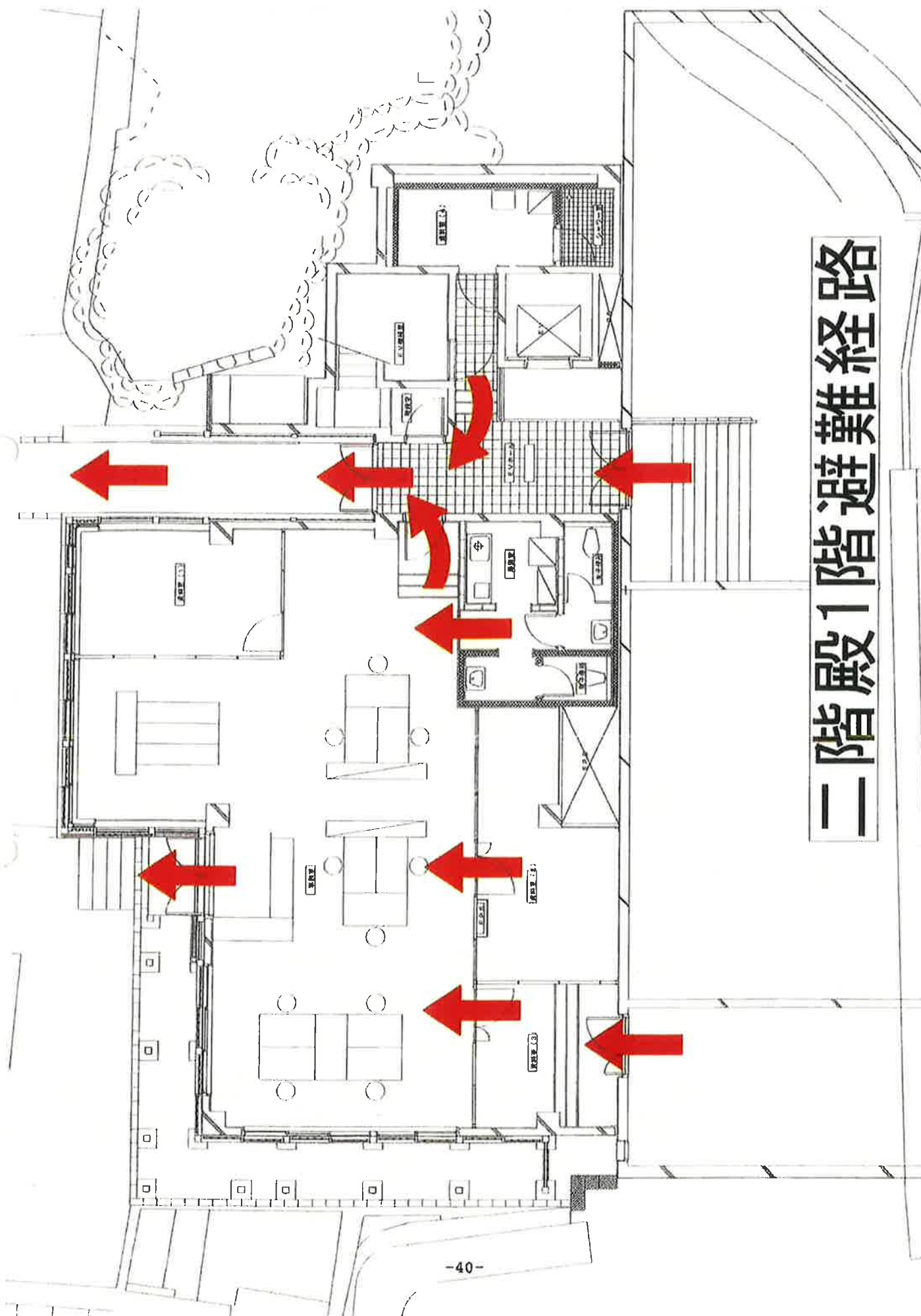
系図座・用物座避難経路

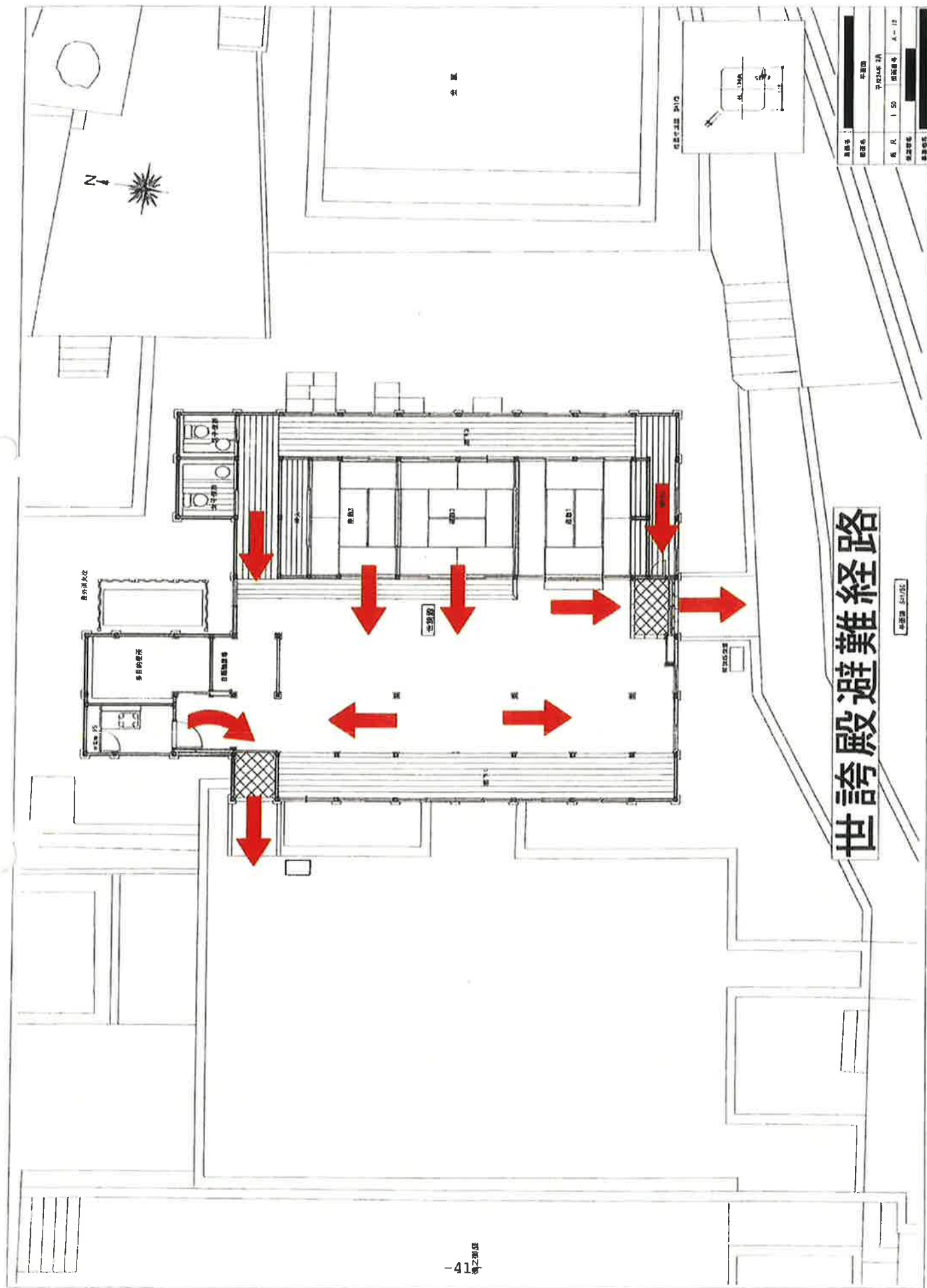
二階殿2階避難経路

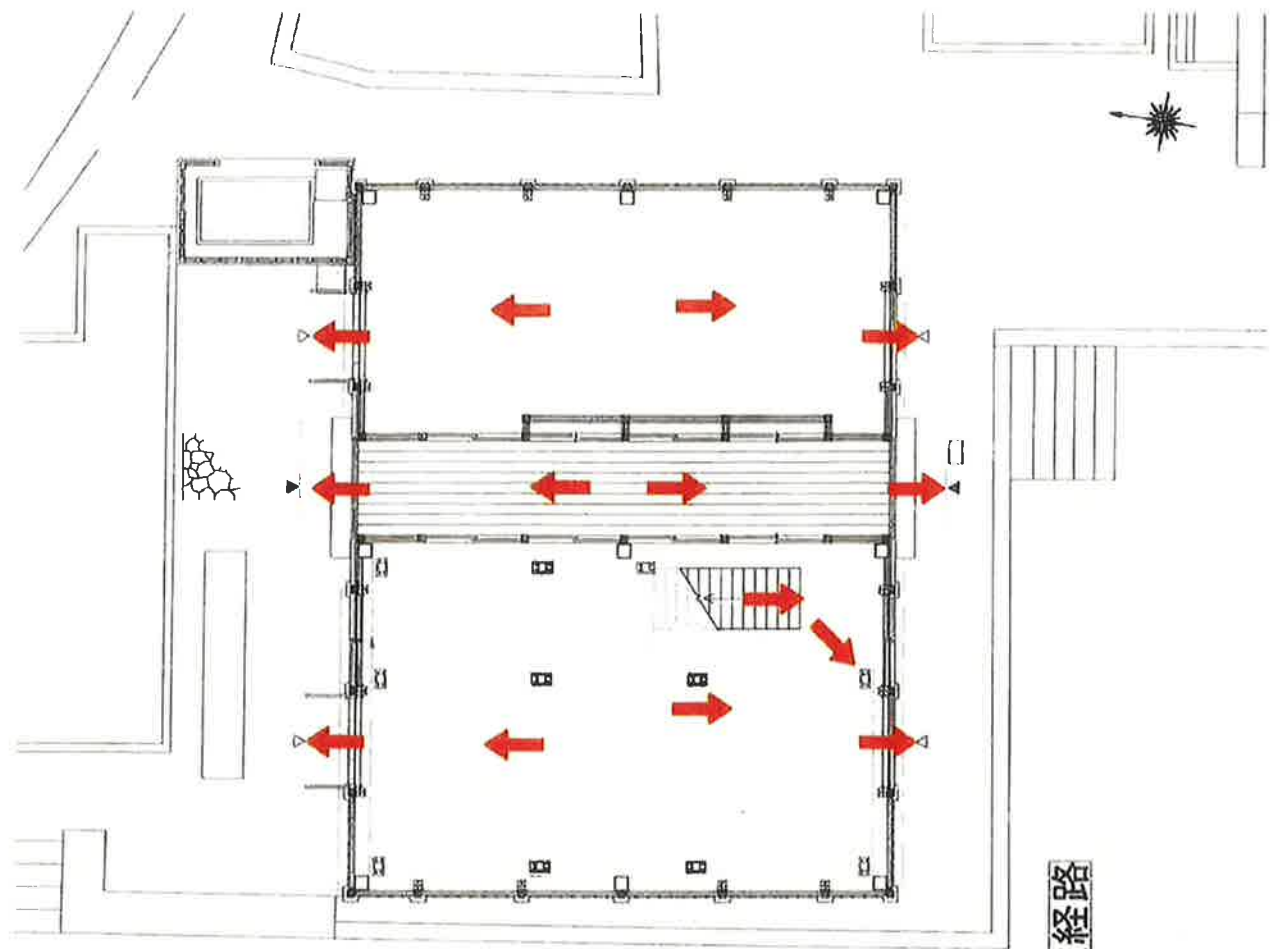
二階御殿



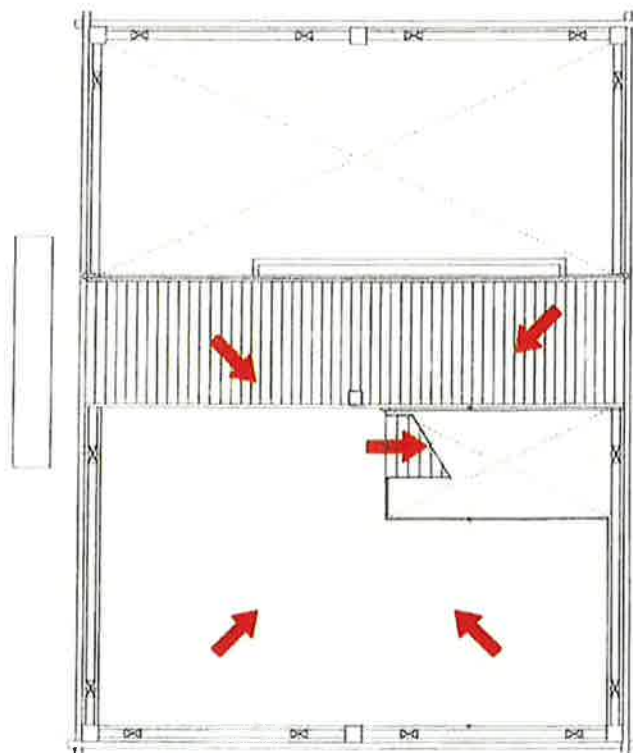
二階殿1階避難経路



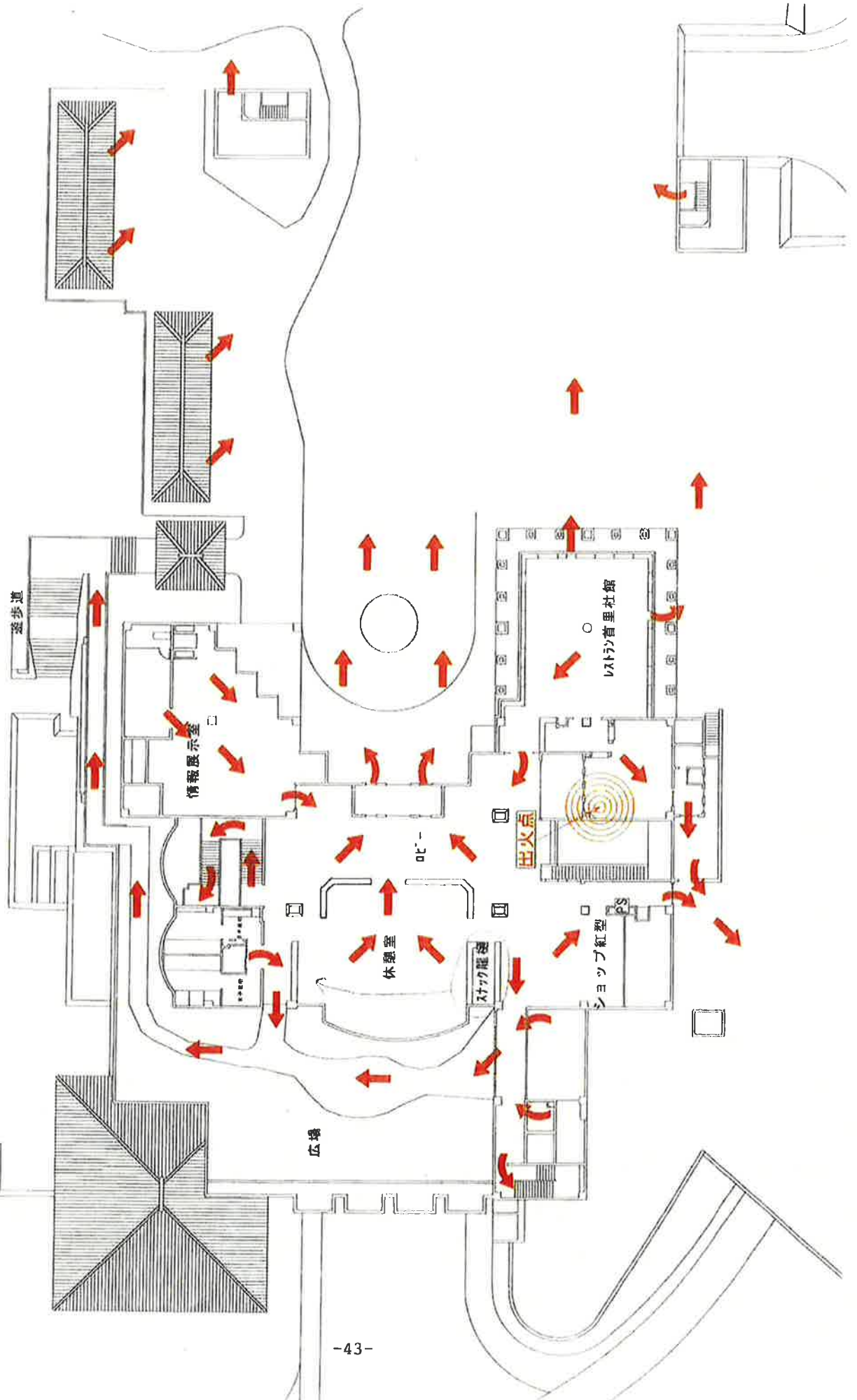




女官居室避難経路

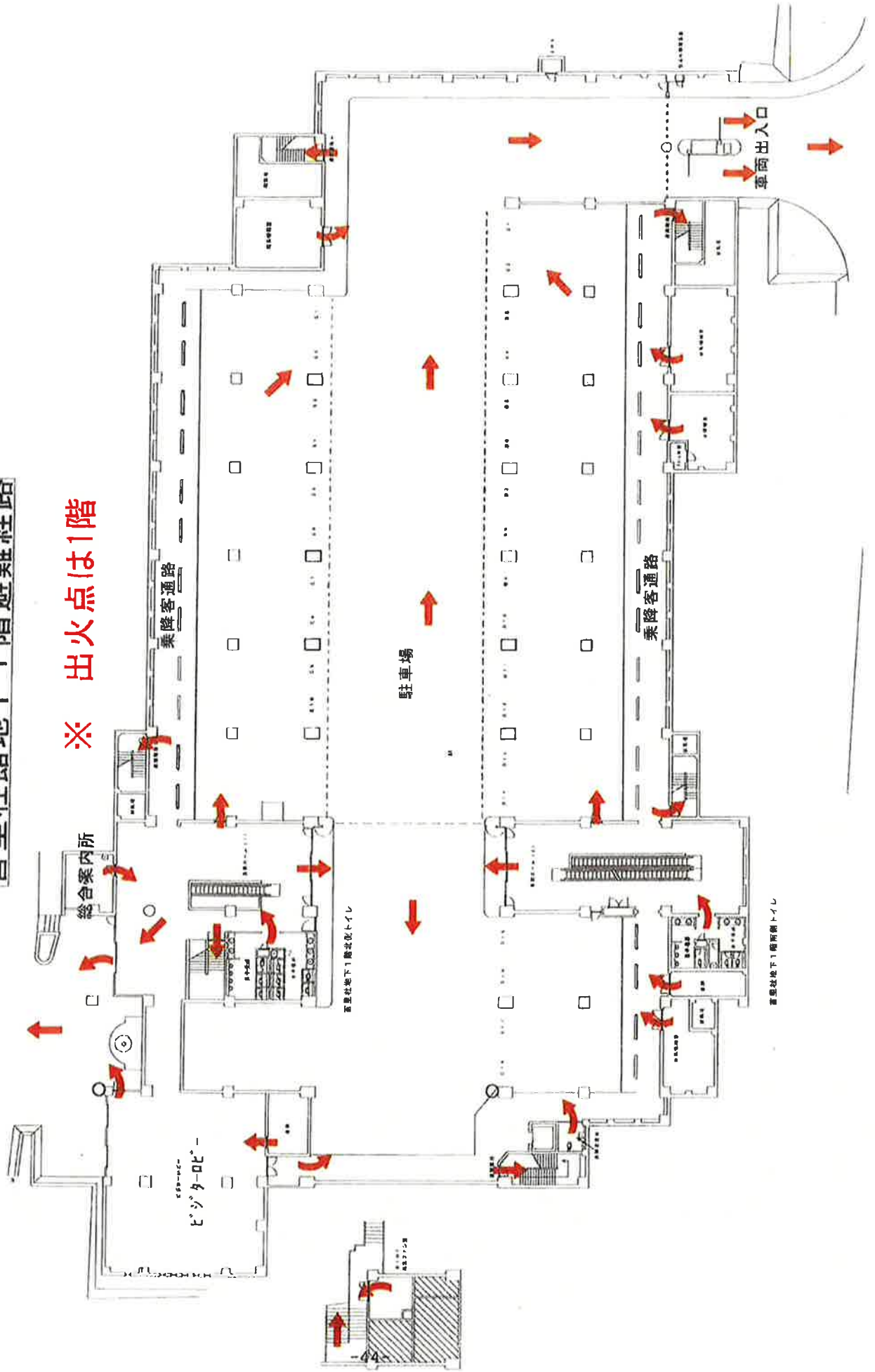


首里杜館1階避難経路



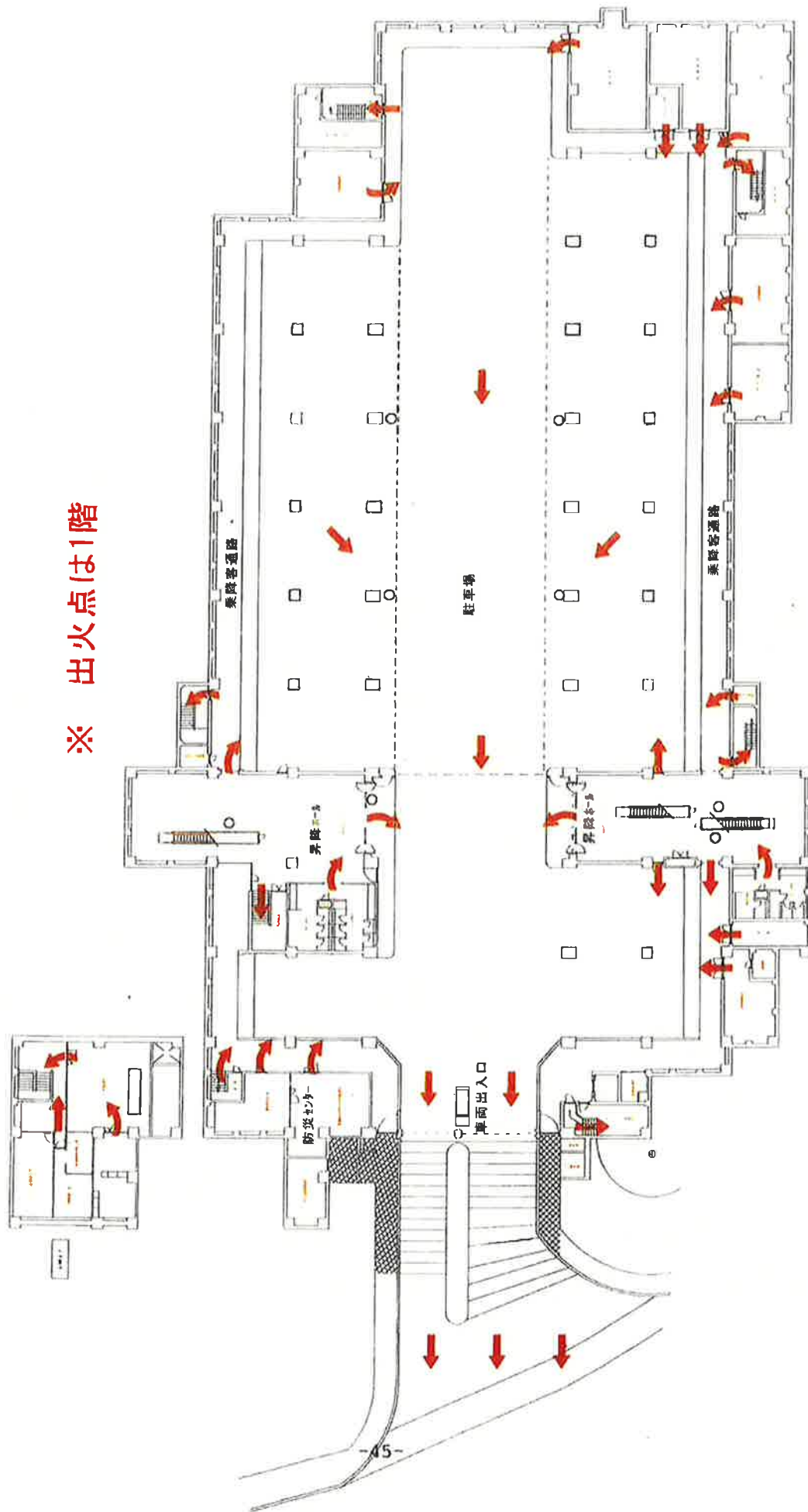
首里杜館地下1階避難経路

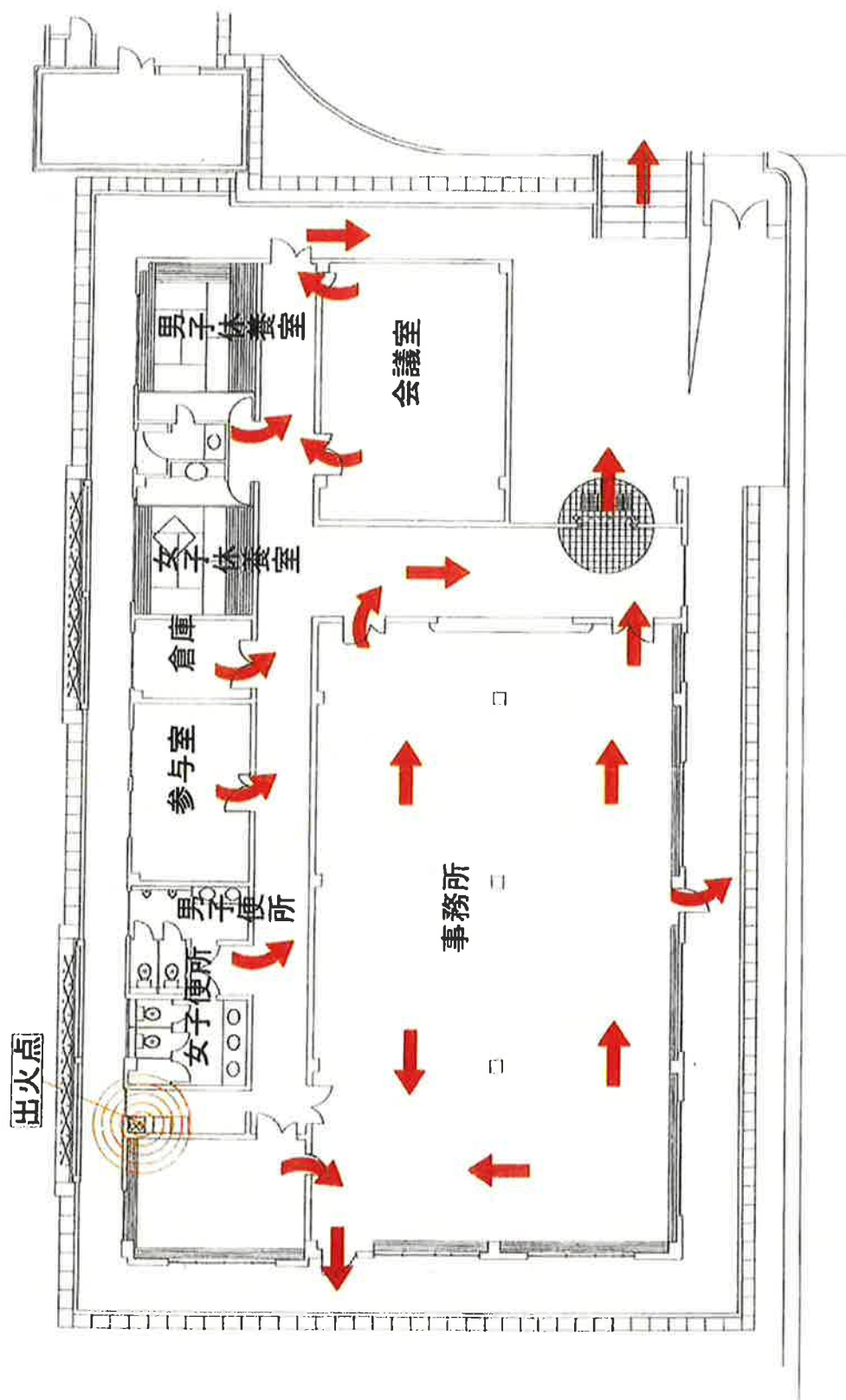
※ 出火点は1階



首里杜館地下2階避難経路

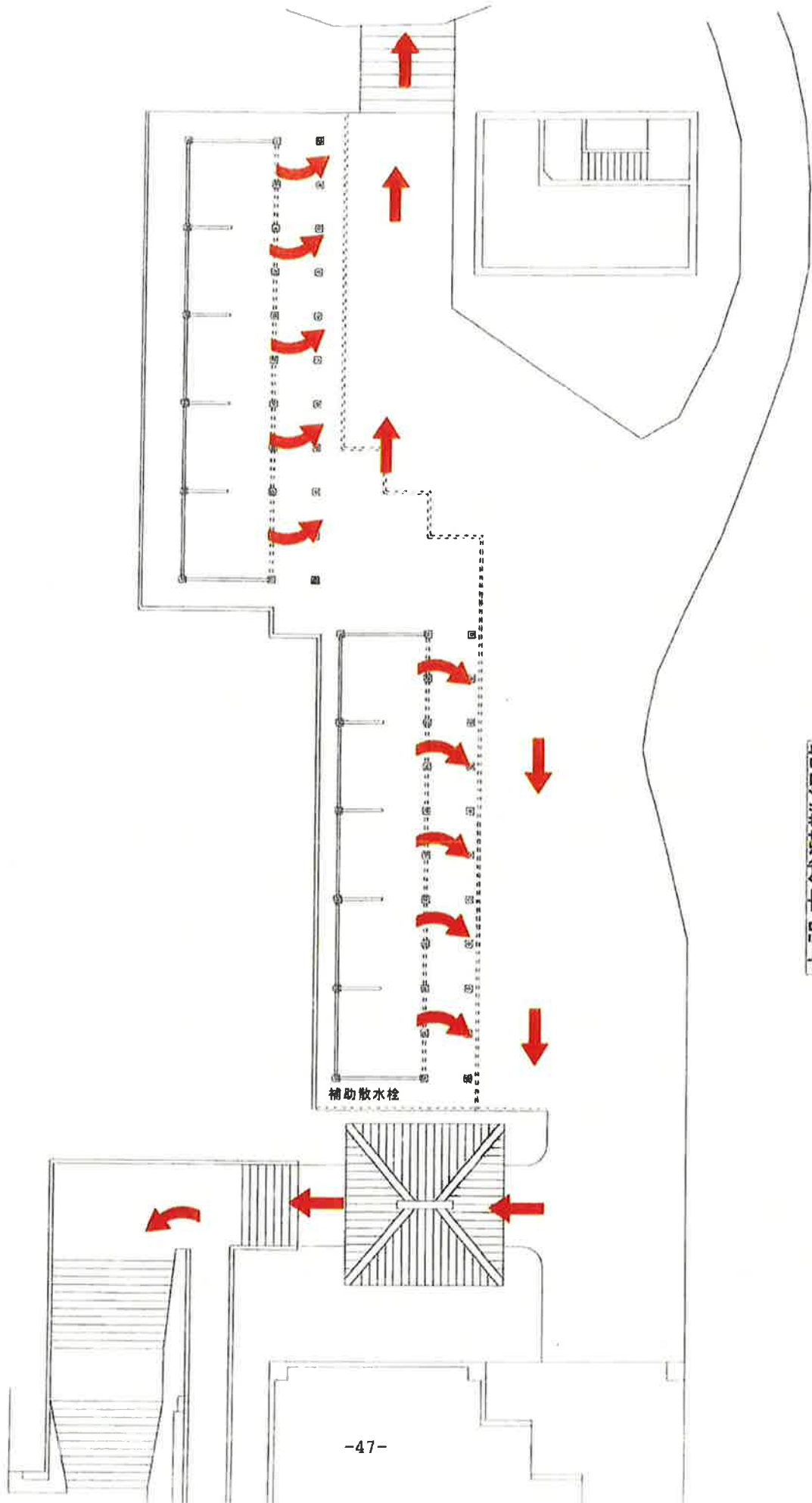
※ 出火点は1階





管理棟避難経路

本設店舖避難經路



日常の火災予防の担当者と日常の注意事項（城郭内）

[illegible]

日常の火災予防の担当者と日常の注意事項（城郭外）

[illegible]

自主検査チェック表（日常）「火気関係」

4 月

実施責任者				担当区域		城郭内		
日	曜 日	実 施 項 目						
		正殿	南殿	北殿	奉神門	書院 鎖之間	系図座 用物座	広福門
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								
21								
22								
23								
24								
25								
26								
27								
28								
29								
30								
31								

(備考) 不備・欠陥がある場合は、直ちに防火管理者に報告します。

(凡例) ○…良 ×…不備・欠陥 △…即時改修

防火管理者確認	
---------	--

自主検査チェック表（日常）「火気関係」

4 月

実施責任者				担当区域		城郭内		
日	曜日	実施項目						
		黄金御殿	奥書院	二階殿	世誇殿	女官居室		
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								
21								
22								
23								
24								
25								
26								
27								
28								
29								
30								
31								

(備考) 不備・欠陥がある場合は、直ちに防火管理者に報告します。

(凡例) ○…良 ×…不備・欠陥 △…即時改修

防火管理者確認	
---------	--

自主検査チェック表（日常）「火気関係」

4 月

実施責任者				担当区域		城郭外		
日	曜日	実 施 項 目						
		首里杜館 1階	首里杜館 地下1階	首里杜館 地下2階	歓会門 久慶門 守礼門	円覚寺 弁財天堂	龍潭 上の毛	管理棟
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								
21								
22								
23								
24								
25								
26								
27								
28								
29								
30								
31								

(備考) 不備・欠陥がある場合は、直ちに防火管理者に報告します。

(凡例) ○…良 ×…不備・欠陥 △…即時改修

防火管理者確認	
---------	--

自主検査チェック表（日常）「閉鎖障害等」

実施責任者				担当範囲		城郭内	
実施日時							
実施項目		確認箇所	チェック状況	チェック状況	チェック状況	チェック状況	チェック状況
避難障害	正殿	南之廊下側通路	通行に支障ないか	通行に支障ないか	通行に支障ないか	通行に支障ないか	通行に支障ないか
		西之廊下側通路	通行に支障ないか	通行に支障ないか	通行に支障ないか	通行に支障ないか	通行に支障ないか
	南殿	番所側出入口	通行に支障ないか	通行に支障ないか	通行に支障ないか	通行に支障ないか	通行に支障ないか
		正殿側出入口	通行に支障ないか	通行に支障ないか	通行に支障ないか	通行に支障ないか	通行に支障ないか
	北殿	御庭側出入口 (リフト側含む)	通行に支障ないか	通行に支障ないか	通行に支障ないか	通行に支障ないか	通行に支障ないか
		展望側出入口 (通用口含む)	通行に支障ないか	通行に支障ないか	通行に支障ないか	通行に支障ないか	通行に支障ないか
	奉神門	内部階段～ 中央監視室	通行に支障ないか	通行に支障ないか	通行に支障ないか	通行に支障ないか	通行に支障ないか
		内部通路	通行に支障ないか	通行に支障ないか	通行に支障ないか	通行に支障ないか	通行に支障ないか
閉鎖障害	門及び櫓	奉神門門扉3箇所	門扉開放時に 障害となるもの はないか	門扉開放時に 障害となるもの はないか	門扉開放時に 障害となるもの はないか	門扉開放時に 障害となるもの はないか	
		広福門 木曳門	門扉開放時に 障害となるもの はないか	門扉開放時に 障害となるもの はないか	門扉開放時に 障害となるもの はないか	門扉開放時に 障害となるもの はないか	
		右掖門 漏刻門 瑞泉門	門扉開放時に 障害となるもの はないか	門扉開放時に 障害となるもの はないか	門扉開放時に 障害となるもの はないか	門扉開放時に 障害となるもの はないか	
操作障害等	防火戸	南殿	開閉時に障害と なるものはない か	開閉時に障害と なるものはない か	開閉時に障害と なるものはない か	開閉時に障害と なるものはない か	
備考							

(備考) 不備・欠陥がある場合は、直ちに防火管理者に報告します。

防火管理
者確認

(凡例) ○…良 ×…不備・欠陥 △…即時改修

自主検査チェック表（日常）「閉鎖障害等」

実施責任者				担当範囲		城郭内	
実施日時							
実施項目	確認箇所	チェック状況		チェック状況		チェック状況	
避難障害	黄金御殿	2階正殿連絡口	通行に支障ないか	通行に支障ないか	通行に支障ないか	通行に支障ないか	
		1階正殿連絡口	通行に支障ないか	通行に支障ないか	通行に支障ないか	通行に支障ないか	
		2階南殿連絡口	通行に支障ないか	通行に支障ないか	通行に支障ないか	通行に支障ないか	
		二階殿連絡口	通行に支障ないか	通行に支障ないか	通行に支障ないか	通行に支障ないか	
		1階出口	通行に支障ないか	通行に支障ないか	通行に支障ないか	通行に支障ないか	
		奥書院連絡口	通行に支障ないか	通行に支障ないか	通行に支障ないか	通行に支障ないか	
	奥書院	縁側周辺	通行に支障ないか	通行に支障ないか	通行に支障ないか	通行に支障ないか	
			通行に支障ないか	通行に支障ないか	通行に支障ないか	通行に支障ないか	
閉鎖障害	黄金御殿	クラシンウジョウ	門扉開放時に障害となるものはないか	門扉開放時に障害となるものはないか	門扉開放時に障害となるものはないか	門扉開放時に障害となるものはないか	
		中門	門扉開放時に障害となるものはないか	門扉開放時に障害となるものはないか	門扉開放時に障害となるものはないか	門扉開放時に障害となるものはないか	
		ワイトウイ	門扉開放時に障害となるものはないか	門扉開放時に障害となるものはないか	門扉開放時に障害となるものはないか	門扉開放時に障害となるものはないか	
	操作障害等		開閉時に障害となるものはないか	開閉時に障害となるものはないか	開閉時に障害となるものはないか	開閉時に障害となるものはないか	
備考							
(備考) 不備・欠陥がある場合は、直ちに防火管理者に報告します。				防火管理者確認			
(凡例) ○…良 ×…不備・欠陥 △…即時改修							

自主検査チェック表（日常）「閉鎖障害等」

実施責任者				担当範囲		城郭外	
実施日時							
実施項目		確認箇所	チェック状況	チェック状況	チェック状況	チェック状況	チェック状況
避難障害	首里杜館1階	正面出入口 非常口(トイレ側) 非常口(レストラン側)	通行に支障ないか	通行に支障ないか	通行に支障ないか	通行に支障ないか	通行に支障ないか
		各通路 非常階段A～D	通行に支障ないか	通行に支障ないか	通行に支障ないか	通行に支障ないか	通行に支障ないか
	首里杜館地下1階	総合案内口 ビジター出入口 車両出入口	通行に支障ないか	通行に支障ないか	通行に支障ないか	通行に支障ないか	通行に支障ないか
		各通路 非常階段A～D	通行に支障ないか	通行に支障ないか	通行に支障ないか	通行に支障ないか	通行に支障ないか
	首里杜館地下2階	車両出入口	通行に支障ないか	通行に支障ないか	通行に支障ないか	通行に支障ないか	通行に支障ないか
		各通路 非常階段A～D	通行に支障ないか	通行に支障ないか	通行に支障ないか	通行に支障ないか	通行に支障ないか
閉鎖障害	首里杜館1階	非常口(トイレ側) 非常口(紅型側)	開放時に障害となるものはないか	開放時に障害となるものはないか	開放時に障害となるものはないか	開放時に障害となるものはないか	開放時に障害となるものはないか
		レストラン非常口	開放時に障害となるものはないか	開放時に障害となるものはないか	開放時に障害となるものはないか	開放時に障害となるものはないか	開放時に障害となるものはないか
		非常階段出口A～D	開放時に障害となるものはないか	開放時に障害となるものはないか	開放時に障害となるものはないか	開放時に障害となるものはないか	開放時に障害となるものはないか
操作障害等	首里杜館	1階防火シャッター	作動時に障害となるものはないか	作動時に障害となるものはないか	作動時に障害となるものはないか	作動時に障害となるものはないか	作動時に障害となるものはないか
		地下1階防火シャッター	作動時に障害となるものはないか	作動時に障害となるものはないか	作動時に障害となるものはないか	作動時に障害となるものはないか	作動時に障害となるものはないか
		地下2階防火シャッター	作動時に障害となるものはないか	作動時に障害となるものはないか	作動時に障害となるものはないか	作動時に障害となるものはないか	作動時に障害となるものはないか
備考							

(備考) 不備・欠陥がある場合は、直ちに防火管理者に報告します。

防火管理者確認

(凡例) ○…良 ×…不備・欠陥 △…即時改修

第1号様式の3(第3条関係)

消 防 訓 練 実 施 届 出 書

平成 30 年 11 月 28 日

那覇市中央消防署長 宛

防火管理者・防災管理者

氏名

電話 098-886-2020

下記のとおり消防訓練を実施したいので、那覇市火災予防条例第55条(第2項・第3項)の規定に基づき届け出ます。

防火対象物の所在地	那覇市首里金城町1丁目2番地		
防火対象物の名称等 (建物・ビル名)	首里城公園	用途	消 防 法 施 行 令 別表第一(17)項
事業所の名称等 (テナント・店名等)	首里城公園管理部	用途	消 防 法 施 行 令 別表第一(17)項
実施日時	平成30年 12月 18日 18時 55分から 19時 55分まで		
訓練根拠	① 防火管理(消防法第8条)に基づく消防計画 2 防災管理(消防法第36条)に基づく消防計画		
災害種別	① 火災 2 地震等(地震を起因とする災害) 3 その他の災害()		
訓練種別	① 火災総合訓練 2 防災に係る避難訓練 3 その他()		
参加(予定)人員	130名	消防職員の 立会い有無	(有) ・ 無
訓練概要(具体的な内容)			
別添 平成30年度 首里城公園火災総合訓練実施計画参照			
※ 受付欄		※ 経過欄	
			

備考

- この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- ※印の欄は、記入しないこと。
- 訓練想定及び任務分担が分かる書類並びに避難経路図を添付すること。

平成30年度 火災総合訓練実施計画（案）

（開始 19：00）

自衛消防隊長

防火管理者

1. 訓練実施日時 平成30年12月18日（火）18時55分～19時45分
2. 訓練種別 火災総合訓練（消火・通報・避難）
3. 訓練場所 首里城公園 正殿・御庭・下之御庭・管理棟・首里村館防災センター
4. 訓練参加者 首里城公園自衛消防隊
5. 訓練目的 火災発生時における初期消火、通報及び避難誘導等の知識技能を習得し、さらに職場内の防火、防災思想の普及向上を図るものとする。

6. 訓練内容

(1) 想定

① 火点及び延焼危険

平成29年12月18日（火）10時00分頃、有料区域内施設（近習詰所TVコンセント付近）にて火災が発生する。警備職員が火災を発見し周辺に大声で火災を知らせるとともに非常ベルを発報後、無線及び内線にて管理部に火災発生を報告する、その他の警備職員は発声により火災を確認し、協力して初期消火及び避難誘導にあたる。その後、奉神門より応援隊が到着、屋内消火栓を使用し消火に加わるが、消火に至らない。正殿及び南殿への延焼防止の為に放水銃設備を可動（1基稼働、1基模擬）、有料区域内には怪我を負った歩行不能の来園者があり担架による早急な救助が必要である。

② 気象状況：北の風5メートル、湿度60%とする。

(2) 実施訓練

① 任務分担

自衛消防隊長及び各班長以下副班長、リブリーダーおよび班員は、所定の任務に基づき行動する。（訓練手順書参照）

② 発見通報

火災付近の警備職員が非常ボタン発報後、無線にて防災センターへ報告、無線で火災を確認した防災センター職員は内線により利用サービス係に火災発生を報告する、また、無線を開いた職員においては、係に関係なく総務班へ報告する。それを受けた総務班班員は自衛消防隊長に報告する。自衛消防隊長は直ちに自衛消防隊の非常召集及び任務遂行の指示をすると同時に、消防及び各機関への出動要請を指示する。

一方、奉神門中央監視室の運転員は、非常放送で館内及びその周辺の人々に火災発生及び避難経路等を知らせる。また首里村館防災センターにおいても非常放送を行い、注意体制をとる。

③ 消火

火災発見者及び火災現場付近の職員は、消火器を持って現場へ急行し初期消火及び危険物の除去にあたる。その後、施設対策班は屋内消火栓及び放水銃設備等を活用して消火にあたり、副班長の撤収指示を受けてから避難を開始する。

④ 避難・救護

避難は非常放送設備による館内一斉放送を行い、現場及びその周辺においても適宜、拡声器により避難誘導を行う。また、負傷者の救助及び搬出、救急車の要請を迅速に行う。誘導・救護班 副班長は拡声器・非常放送等により職員全員へ最終避難を呼びかけ、避難確認のうえ副班長自らが避難し、避難後は直ちに人員点検を行って自衛消防隊長に報告する。

⑤ 非常時対応：想定されるものがあれば非常時持出用品を安全な場所まで運搬する。

⑥ その他：緊急車輛の誘導、職員数名による消火器、屋外消火栓の取扱などを実施。

⑦ 記録：火災の発見、通報、避難・救護の完了及び鎮火等の写真を記録。

7. 講評

訓練終了後、下之御庭にて消火器及び屋外消火栓取扱訓練、自衛消防隊長の訓示及び那覇市中央消防署からの講評を行う。

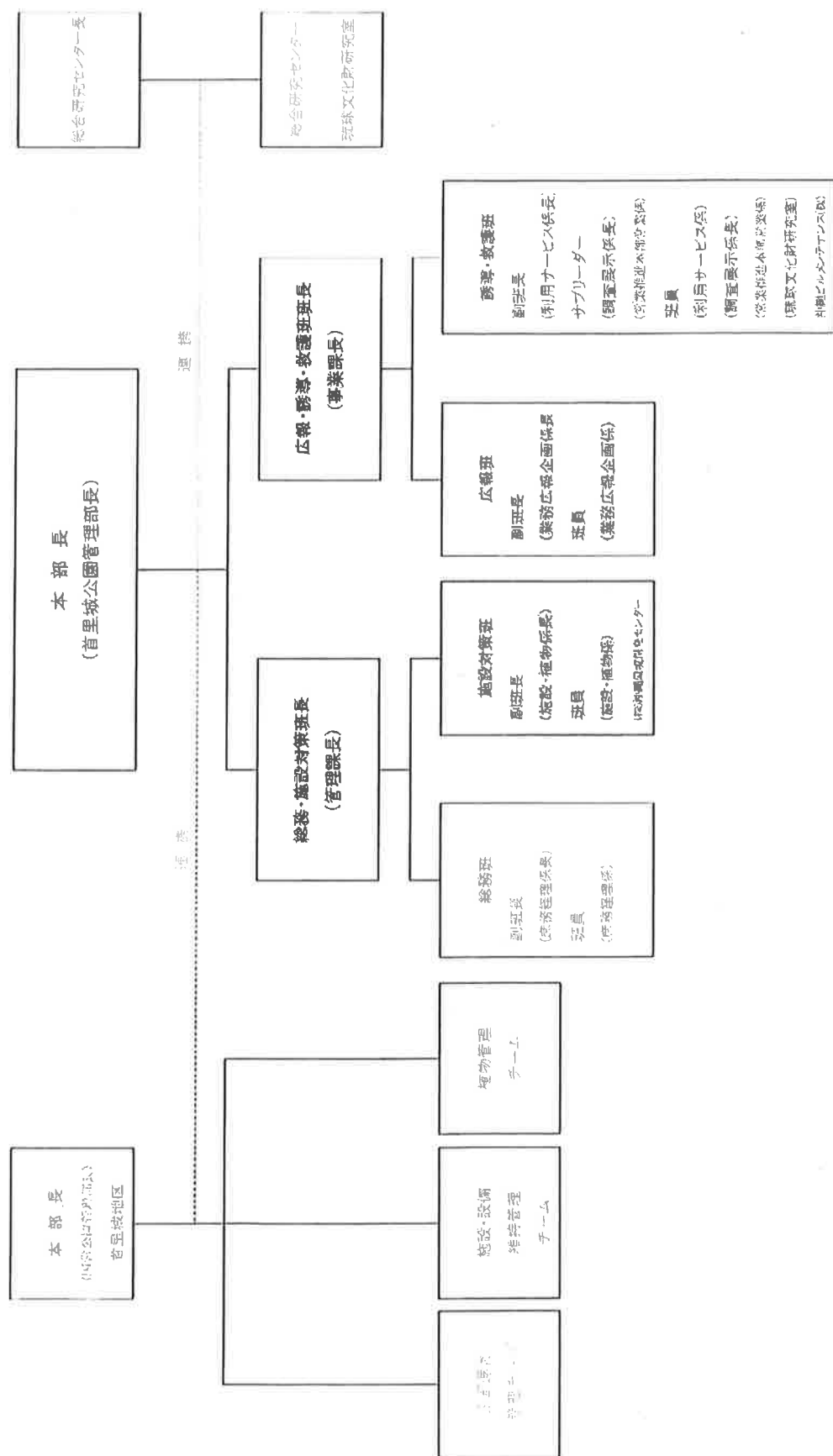
消防訓練

(平成 30 年 12 月 18 日 (火) 18 時 55 分～)

基本想定

- ・ 平成 30 年 12 月 18 日午前 10 時頃
- ・ 出火地点 (近習詰所 TV コンセント付近より出火)
- ・ 消火器、屋内消火栓を使用 (模擬) しても鎮火しない
- ・ 御庭放水銃は 1 基稼動 (南殿側)、北殿側 1 基及び正殿ドレンチャーは模擬可動とする
- ・ 那覇市中央消防隊への通報～引継ぎ
- ・ ケガ人 (未定) 場所及び容態については後日決定する
- ・ 内線外線共通話可能、無線使用可 (数量制限あり)
- ・ エレベーター及び車いす用リフト使用不可
- ・ 車椅子避難補助 2 名 (正殿 2 階、北殿各 1 名) あり
- ・ 自衛消防隊本部は事務所内管理課長前テーブル
- ・ 避難集合場所は系図座・用物座前

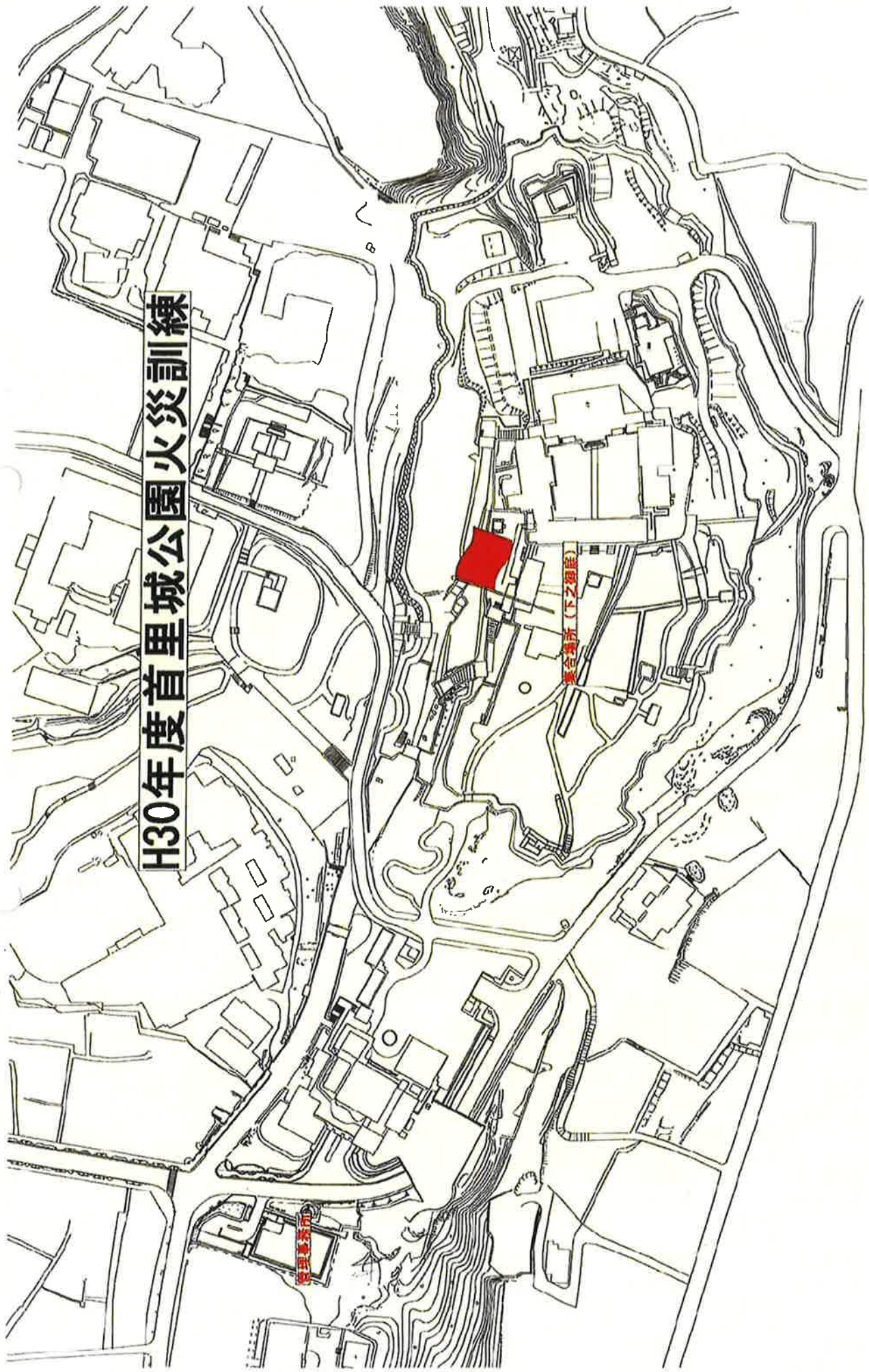
首里城公園災害対策本部の組織 (H30火災総合訓練)

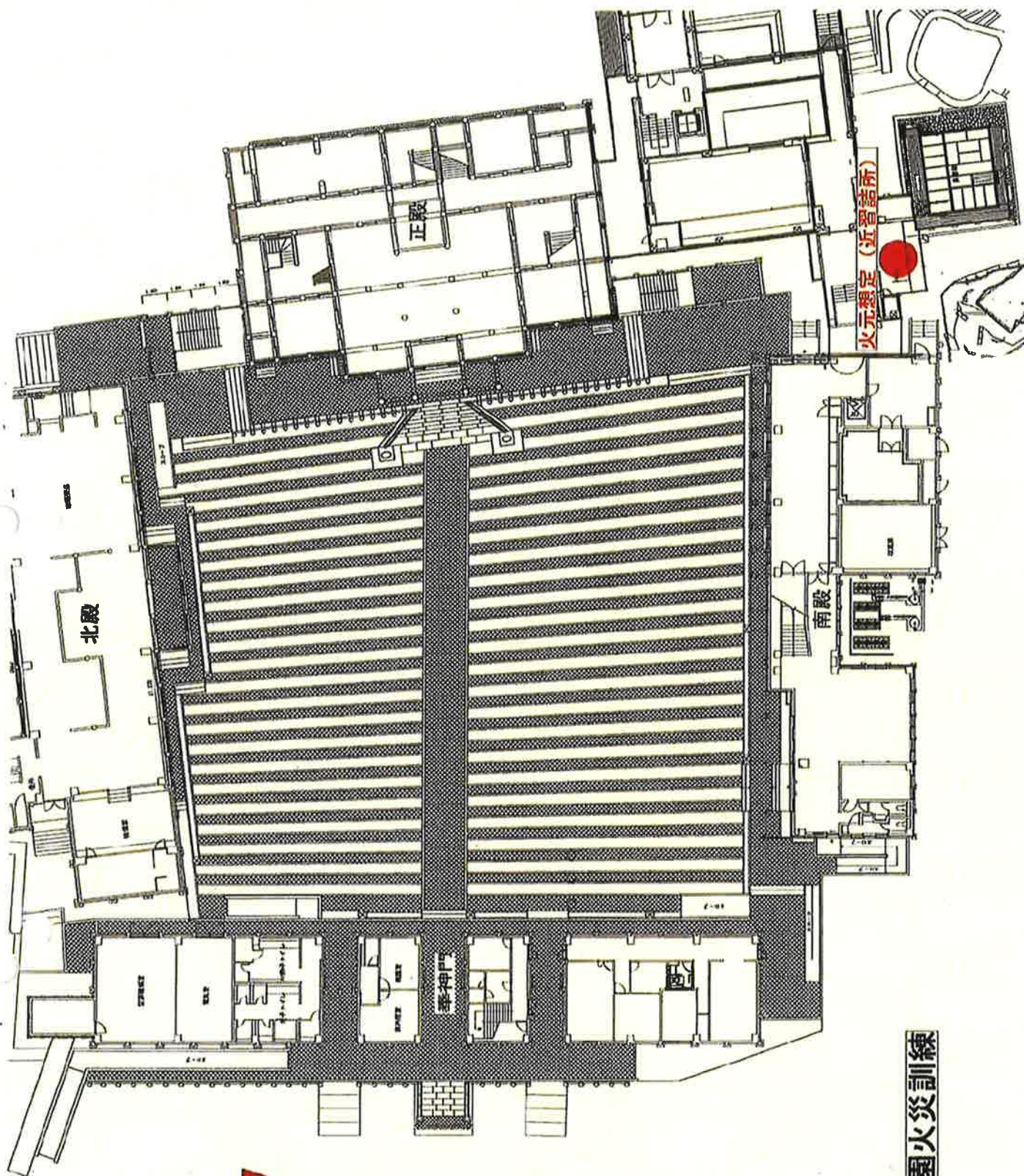


H30年度首里城公園火災訓練

集合場所（下之御座）

首里城公園





集合場所 (下之御庭)

H30年度首里城公園火災訓練